

# 資料編



## < 資料編 目次 >

資料 1	宮古島の概要	(1)
1.	宮古島の自然条件	(1)
2.	宮古島の社会条件	(4)
資料 2	宮古島の将来計画	(8)
1.	宮古島の施策体系	(8)
2.	ごみ処理に係る施策	(9)
資料 3	関係法令	(10)
1.	環境基本法	(11)
2.	循環型社会形成推進基本法	(11)
3.	廃棄物処理法	(13)
4.	資源有効利用促進法	(25)
5.	プラスチック資源循環法	(26)
6.	容器包装リサイクル法	(27)
7.	家電リサイクル法	(28)
8.	小型家電リサイクル法	(29)
9.	食品リサイクル法	(30)
10.	建設リサイクル法	(32)
11.	自動車リサイクル法	(33)
12.	グリーン購入法	(34)
13.	食品ロス削減推進法	(35)
資料 4	沖縄県内の一般廃棄物処理状況	(36)
1.	ごみ処理状況	(36)
2.	し尿及び浄化槽汚泥処理状況	(38)
3.	沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況	(42)
資料 5	宮古島の水環境、水質保全の状況	(48)
1.	水象	(48)
2.	水質	(49)
資料 6	用語集	(54)



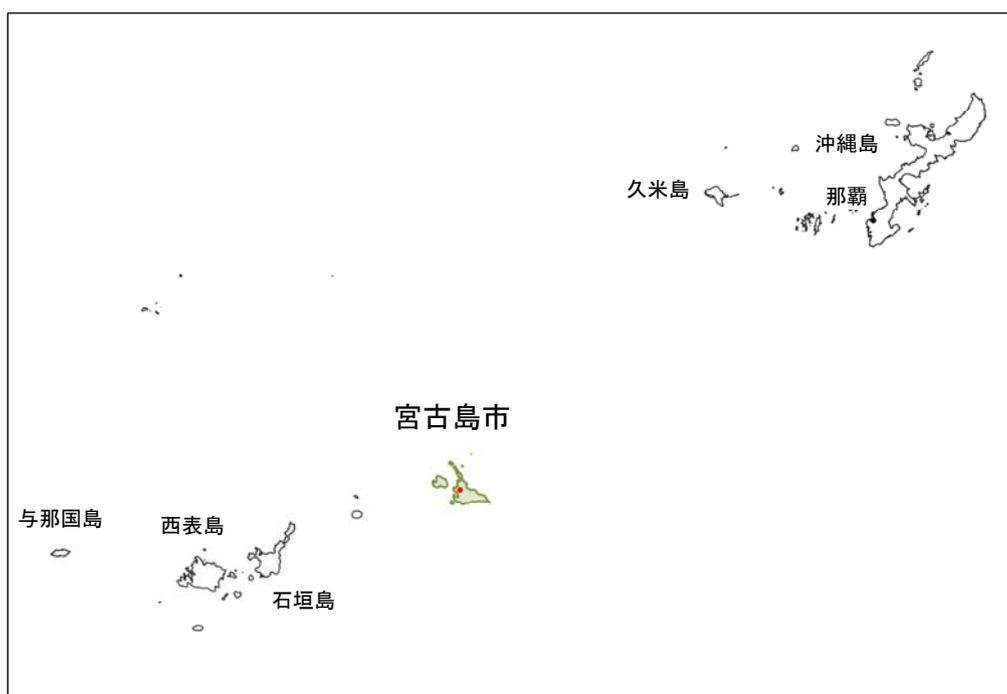
## 資料1 宮古島の概要

### 1. 宮古島の自然条件

#### (1) 宮古島の位置

本市は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ中間にあり、沖縄島（那覇）の南西約300km、石垣島の東北東約130kmの距離にある。

本市を構成する島々は、大小6つの島（宮古島、池間島、伊良部島、下地島、来間島、大神島）からなり、そのうち宮古島が最も大きく地域の総面積の約80%を占め、宮古群島の中心をなしている。



資図1-1 宮古島の位置図

資表1-1 島しょ別の面積及び海岸延長

島名	面積 (km <sup>2</sup> )	海岸延長 (km)
宮古島	158.54	161.0
池間島	2.80	11.2
伊良部島	29.07	40.3
下地島	9.68	32.0
来間島	2.82	7.6
大神島	×	2.4
合計	203.90	—

※面積は令和4年10月1日現在、海岸延長は平成22年3月31日現在。

※岩礁等も市面積に含まれるため、各島しょの面積を合計しても市面積とは合致しない。

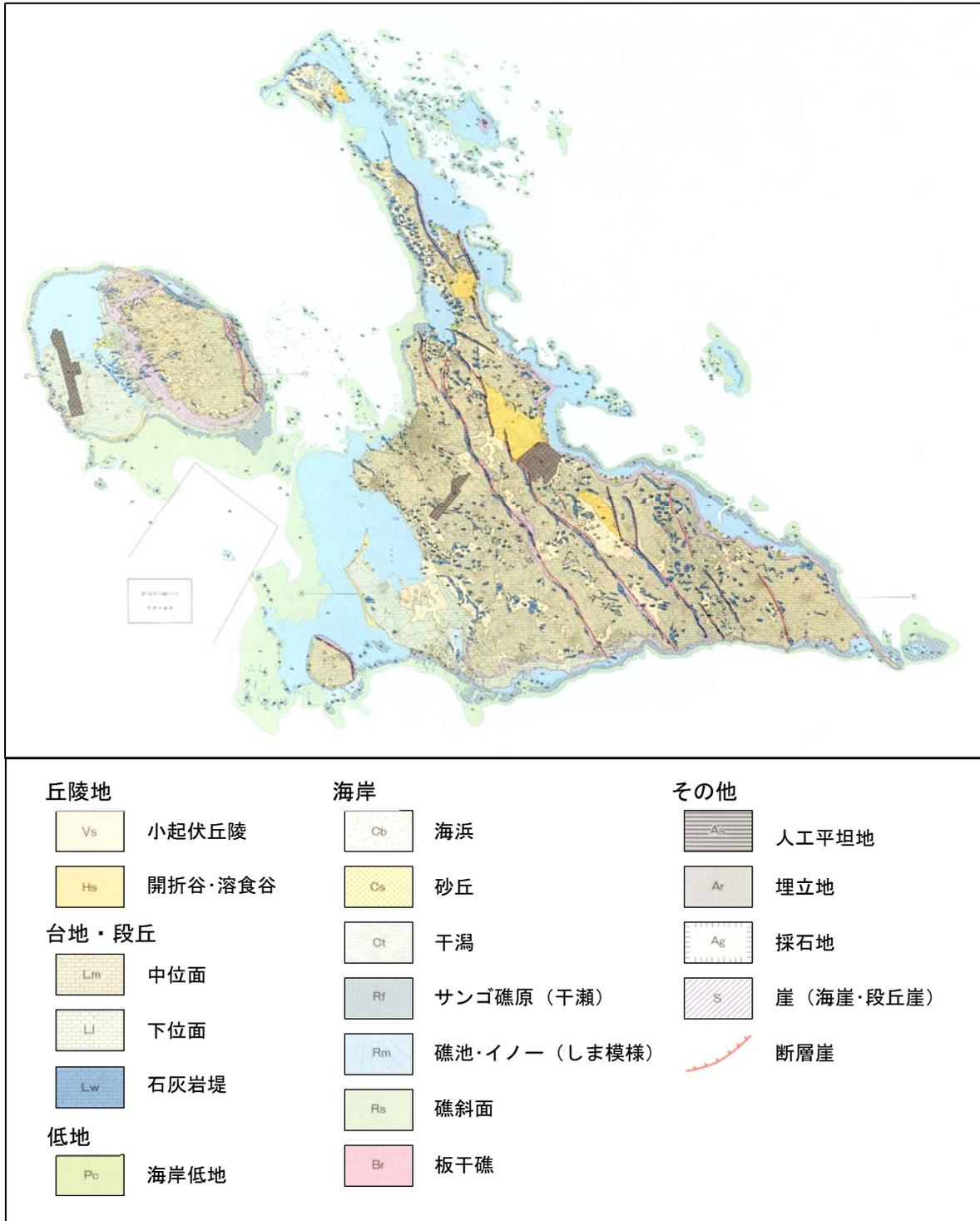
※大神島の面積は1km<sup>2</sup>以下のため、公表されない。

資料：(面積)「令和4年全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院  
(海岸延長)「平成22年度版海岸統計」国土交通省

## (2) 宮古島の地形

本市の地形は、各島ともに低平な台地状の低島となっており、地形面積の大部分を台地・段丘が占めている。宮古島は石灰岩台地からなり、北西～南東方向に走る石灰岩堤によって分断されている。

本市の地形分類図を以下に示す。



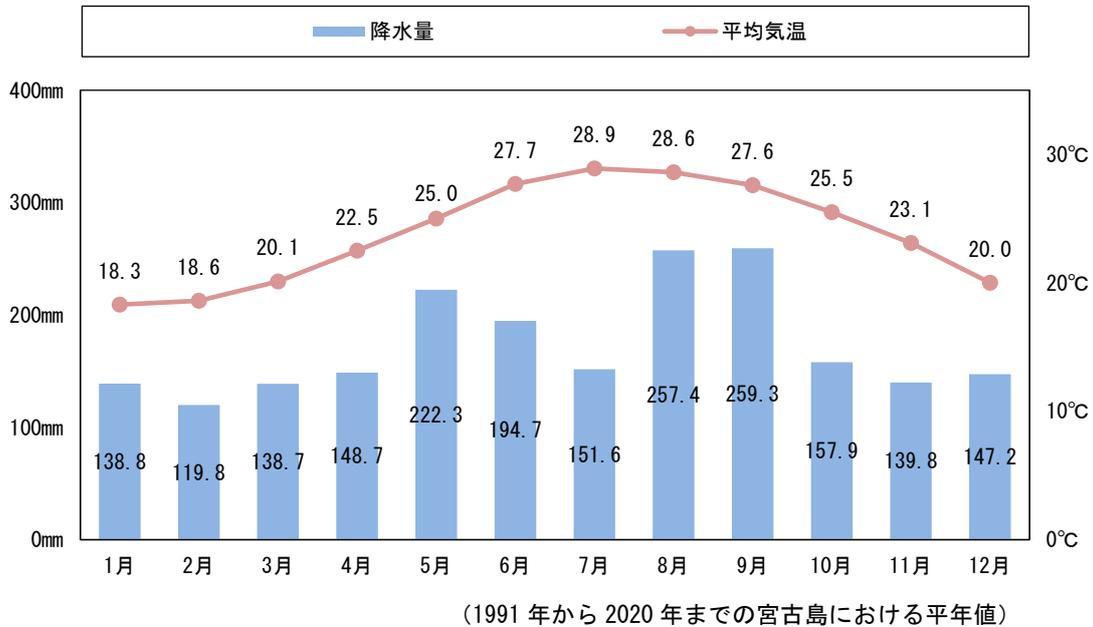
資料：「土地分類基本調査図（都道府県土地分類基本調査）地形分類図」国土交通省

資図 1-2 宮古島の地形分類図

### (3) 宮古島市の気象状況

本市の気象状況は、沖縄気象台（宮古島地域）の平年値に基づく平均気温は、18.3℃から28.9℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候と言える。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに100mmを超えており、特に梅雨時期の5月と台風の接近が多くなる8～9月には降水量が200mmを超えている。



資図 1-3 気象状況

資表 1-2 気象状況（1991年から2020年までの宮古島における平年値）

区分		月												年
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
気温 (°C)	最高	20.6	21.1	22.8	25.1	27.7	30.3	31.7	31.3	30.1	27.8	25.3	22.2	26.4
	最低	16.3	16.6	17.9	20.4	23.0	25.7	26.8	26.5	25.6	23.8	21.3	18.2	21.9
	平均	18.3	18.6	20.1	22.5	25.0	27.7	28.9	28.6	27.6	25.5	23.1	20.0	23.8
降水量 (mm)		138.8	119.8	138.7	148.7	222.3	194.7	151.6	257.4	259.3	157.9	139.8	147.2	2,076.0
風速 (m/s)		4.9	4.8	4.6	4.4	4.0	4.5	4.4	4.2	4.6	5.3	5.2	5.3	4.7
日照時間 (h)		85.5	90.3	116.0	122.9	149.3	191.9	241.0	210.9	179.3	151.9	112.3	92.7	1,743.9

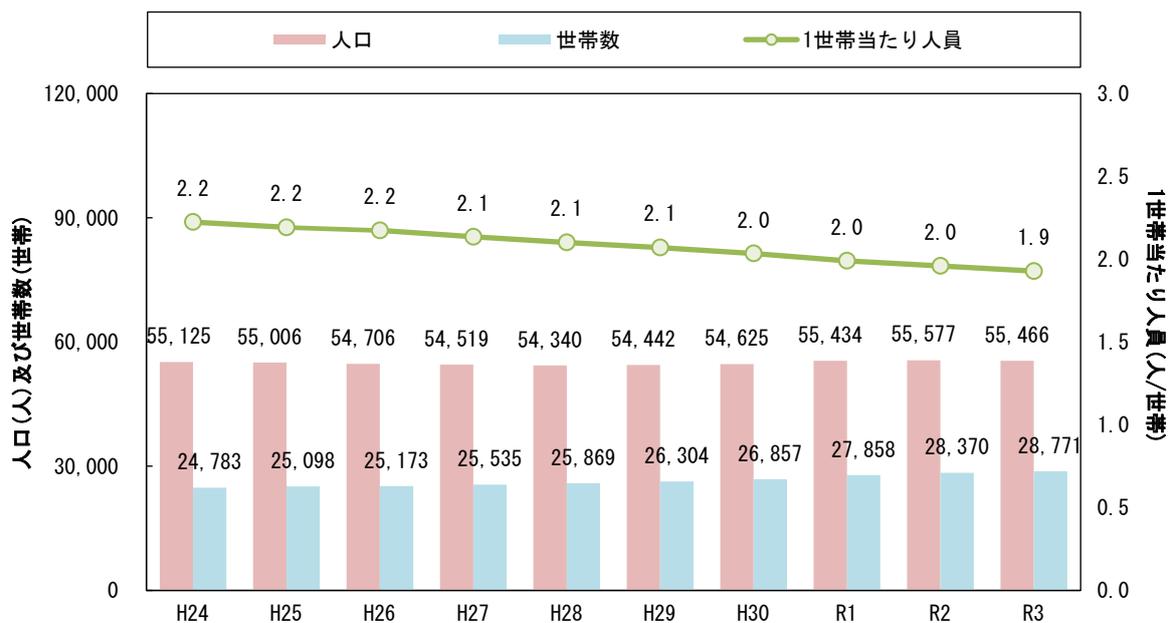
資料：「気象庁ホームページ」(<https://www.jma.go.jp/>)

## 2. 宮古島市の社会条件

### (1) 宮古島市の人口及び世帯数

本市の平成 24 年から令和 3 年の人口及び世帯数の推移を以下に示す。

総人口は平成 24 年から平成 28 年にかけて減少し続けていたが、その後平成 29 年から令和 2 年は増加し、令和 3 年には微減している。世帯数は毎年増加傾向にある。令和 3 年は 55,466 人、28,771 世帯となっている。



資図 1-4 人口及び世帯数の推移

資表 1-3 人口及び世帯数の推移

(各年 12 月末現在)

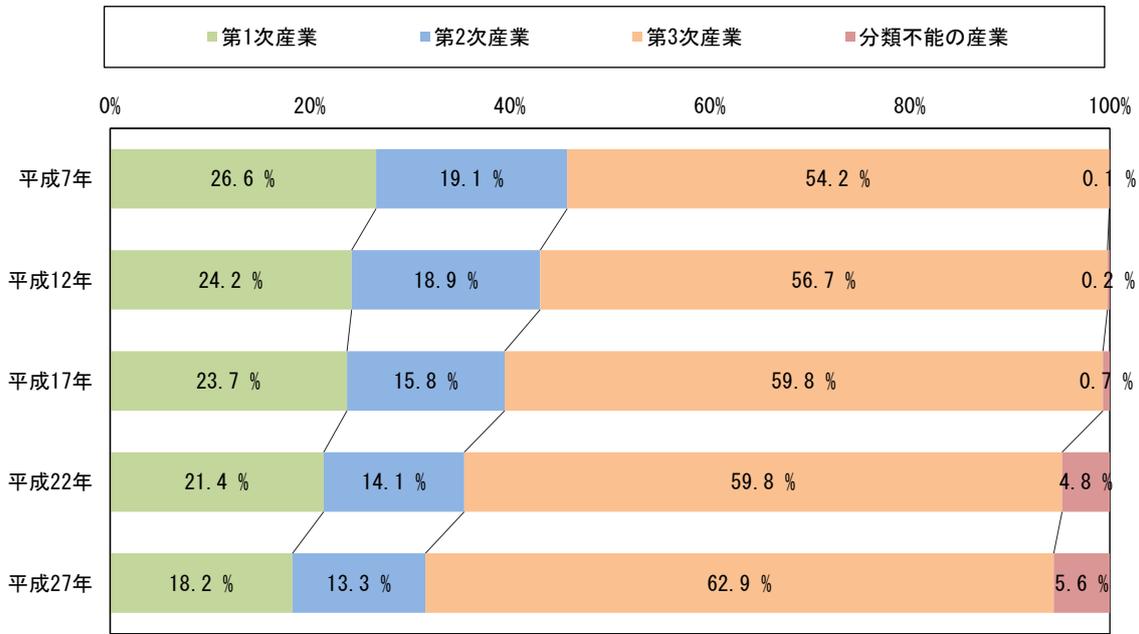
調査年	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
	総人口	男子	女子		
平成 24 年	55,125	27,376	27,749	24,783	2.2
平成 25 年	55,006	27,388	27,618	25,098	2.2
平成 26 年	54,706	27,234	27,472	25,173	2.2
平成 27 年	54,519	27,147	27,372	25,535	2.1
平成 28 年	54,340	27,065	27,275	25,869	2.1
平成 29 年	54,442	27,161	27,281	26,304	2.1
平成 30 年	54,625	27,315	27,310	26,857	2.0
令和元年	55,434	27,870	27,564	27,858	2.0
令和 2 年	55,577	28,053	27,524	28,370	2.0
令和 3 年	55,466	28,026	27,440	28,771	1.9

資料：「統計みやこじま」（令和 3 年度版）宮古島市

## (2) 宮古島市の産業別就業者数

本市の平成7年から平成27年までの産業別就業者数の推移を以下に示す。

産業別就業者数の構成比は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にあり、平成27年の構成比は第1次産業が18.2%、第2次産業が13.3%となっている。一方、第3次産業は増加傾向にあり、同年の構成比は62.9%となっている。



資図 1-5 産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

資表 1-4 産業別就業者数（15歳以上の従業者）の推移

年別	区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	総数
	平成7年	就業者数（人）	6,610人	4,745人	13,466人	18人
	構成比（%）	26.6%	19.1%	54.2%	0.1%	100.0%
平成12年	就業者数（人）	6,191人	4,833人	14,534人	62人	25,620人
	構成比（%）	24.2%	18.9%	56.7%	0.2%	100.0%
平成17年	就業者数（人）	5,848人	3,891人	14,764人	170人	24,673人
	構成比（%）	23.7%	15.8%	59.8%	0.7%	100.0%
平成22年	就業者数（人）	5,133人	3,382人	14,369人	1,145人	24,029人
	構成比（%）	21.4%	14.1%	59.8%	4.8%	100.0%
平成27年	就業者数（人）	4,249人	3,097人	14,644人	1,307人	23,297人
	構成比（%）	18.2%	13.3%	62.9%	5.6%	100.0%

※構成比は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがある。

資料：「統計みやこじま」（令和3年度版）宮古島市  
：「国勢調査（e-Stat 政府統計の総合窓口）」

### (3) 宮古島市の産業分類別事業所数

本市の産業分類別事業所数の推移を以下に示す。

事業所数は、平成 24 年から平成 28 年にかけて増加傾向となっている。

平成 28 年における事業所数は、2,918 事業所で、最も多い産業は「卸売業、小売業」となっており、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」等となっている。

資表 1-5 産業分類別事業所数の推移

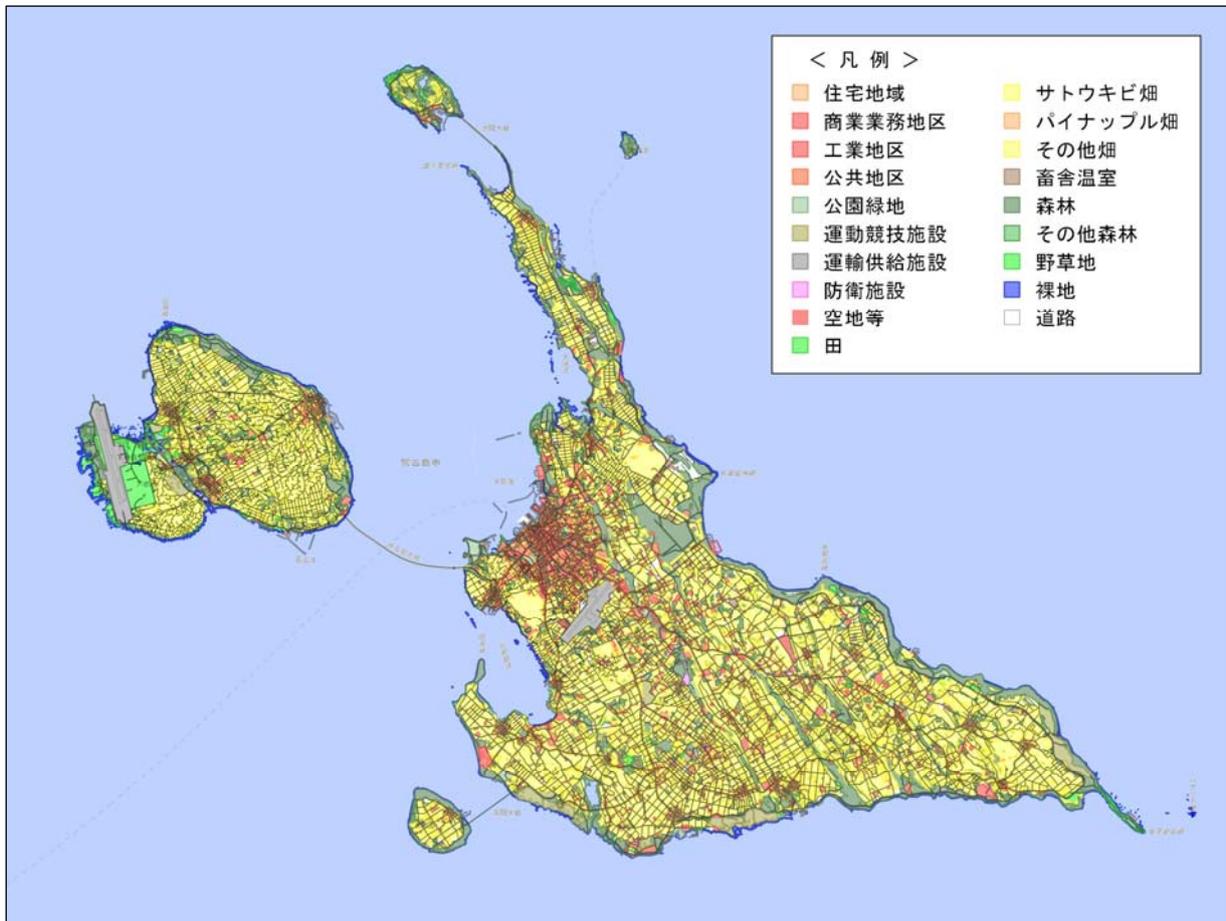
単位：事業所

産業分類	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年
全産業	2,784	2,877	2,918
A 農業、林業	84	102	99
B 漁業		1	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1
D 建設業	253	248	245
E 製造業	163	181	168
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	2
G 情報通信業	13	14	19
H 運輸業、郵便業	89	84	87
I 卸売業、小売業	706	699	696
J 金融業、保険業	24	25	22
K 不動産業、物品賃貸業	144	135	126
L 学術研究、専門・技術サービス業	91	96	99
M 宿泊業、飲食サービス業	505	542	572
N 生活関連サービス業、娯楽業	295	289	293
O 教育、学習支援業	91	96	96
P 医療、福祉	162	195	216
Q 複合サービス事業	19	19	18
R サービス業（他に分類されないもの）	142	148	159

資料：「沖縄県統計年鑑」

#### (4) 宮古島市の土地利用現況

本市の土地利用現況を以下に示す。地目別面積では畑地が最も多くの割合を占め、地目別面積全体の約6割となっている。



資料：「沖縄県地図情報システム」

資図 1-6 土地利用現況図

資表 1-6 地目別面積（令和3年）

単位：m<sup>2</sup>

地目	面積	地目	面積
畑地	111,744,149	水道用地	40,118
宅地	11,594,082	溜池・井溝	197,171
池沼	27,690	保安林	8,526,129
原野	32,773,263	用悪水路	1,231,386
雑種地	13,290,923	牧場	—
公衆用道路	10,311,242	堤	4,084
境内地	70,741	ゴルフ場	2,186,100
墓地	461,401	その他	1,940,487
公園	901,483	合計	196,209,680
学校用地	909,231		

資料：「統計みやこじま」（令和3年度版）宮古島市

## 資料 2 宮古島の将来計画

### 1. 宮古島の施策体系

本市の平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの指針として「第 2 次宮古島市総合計画」を策定している。当該計画における島づくりの基本理念と基本目標、施策の大綱は以下のとおりとなっている。



資料：「第 2 次宮古島市総合計画」30～31 ページより抜粋

## 2. ごみ処理に係る施策

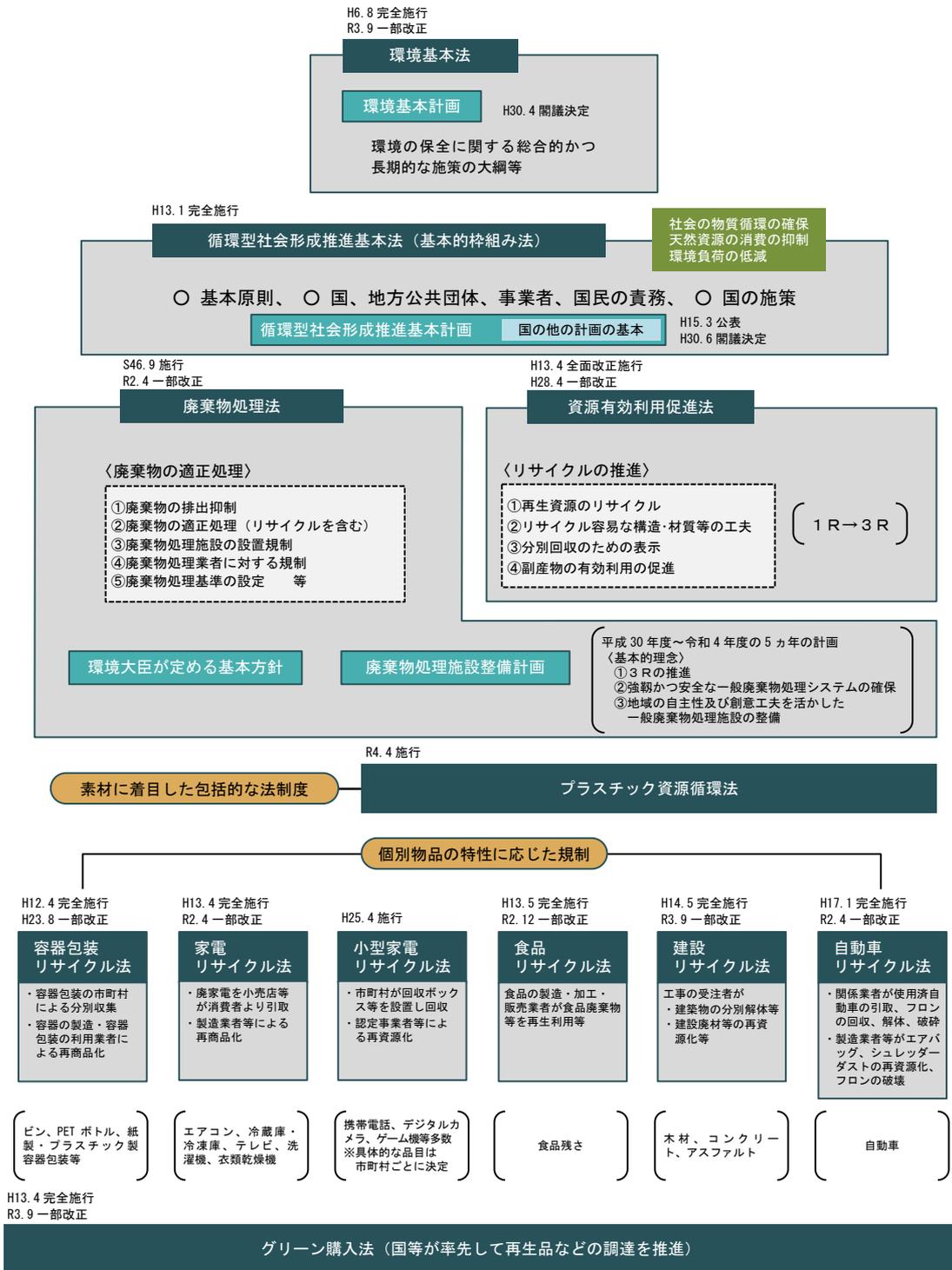
「第2次宮古島市総合計画」に示されているごみ処理に関する施策は、以下のとおりとなっている。

<p>施策の基本方針</p>	<p>●ごみの再資源化や減量化に対する市民の意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した適正なごみ処理体制を構築するため、宮古島市リサイクルセンターの整備を促進します。</p>
<p>施策目標とする項目</p>	<p>宮古島市リサイクルセンター（リサイクルプラザ）の建設</p>
<p>基準 (平成27年度)</p>	<p>未整備</p>
<p>目標 (令和3年度)</p>	<p>整備済</p>
<p>施策</p>	<p>①ごみの個別収集を推進し、収集方法の効率化・統合を図ります。 ②ごみの再資源化と減量化及びリサイクル啓発の拠点となる「宮古島市リサイクルセンター」の整備を促進します。 ③ごみの分別徹底やごみの再資源化、減量に向け、市民の意識の高揚を図ります。</p>

資料：「第2次宮古島市総合計画」137ページより抜粋

### 資料 3 関係法令

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されている。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」（平成23年度版）環境省を基に一部変更を行っている。

資図 3-1 循環型社会の形成の推進に係る法体系

## 1. 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっている。

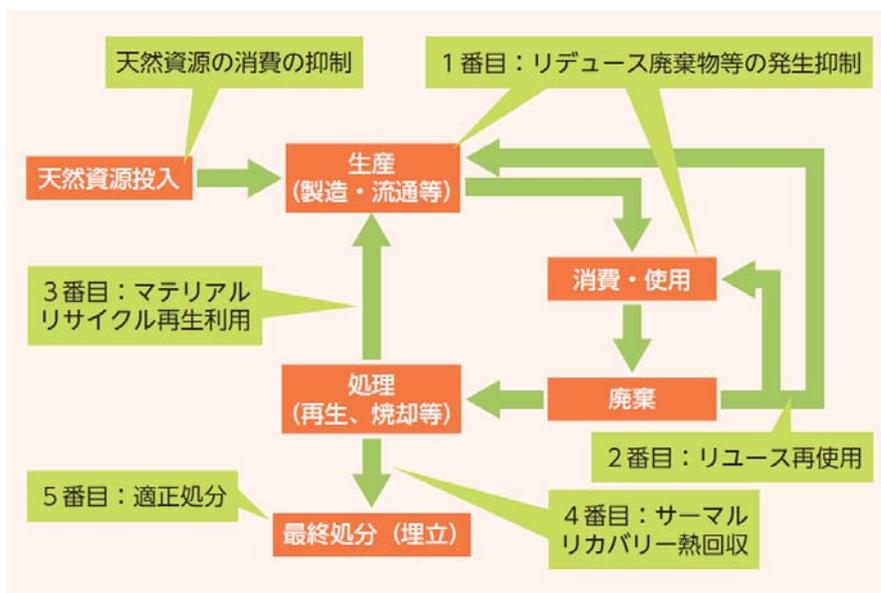
この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしている。

また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は平成30年4月に閣議決定した「第五次環境基本計画」となっている。

## 2. 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されている。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしている。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（平成26年版）環境省

資図 3-2 循環型社会の姿

資表 3-1 循環型社会形成推進基本法の概要

## 循環型社会形成推進基本法の概要

### 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

### 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。

### 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。

- (1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
- (2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

### 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

- (1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
- (2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
- (3) 計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。
- (4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。
- (5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。
- (6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

### 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示

- 廃棄物等の発生抑制のための措置
- 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
- 再生品の使用の促進
- 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

### 3. 廃棄物処理法

#### (1) 廃棄物処理法の概要

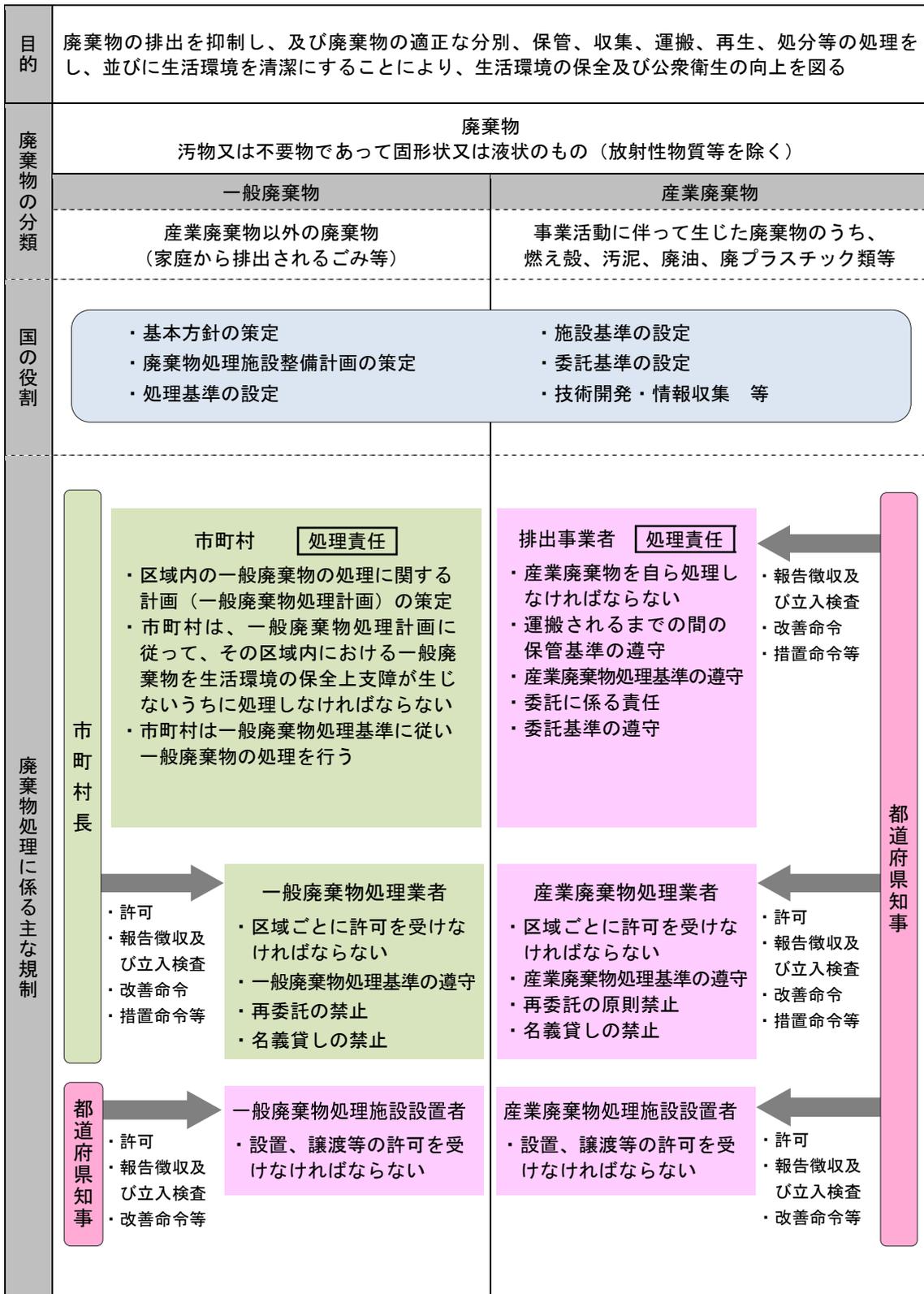
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立している。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものであったが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されている。

資表 3-2 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処理業 (収集運搬業又は処分業)	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

資料：「循環型社会白書」（平成18年版）環境省



資料：「循環型社会白書」（平成18年版）環境省

資図 3-3 廃棄物処理法のしくみ

## (2) 関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めている。

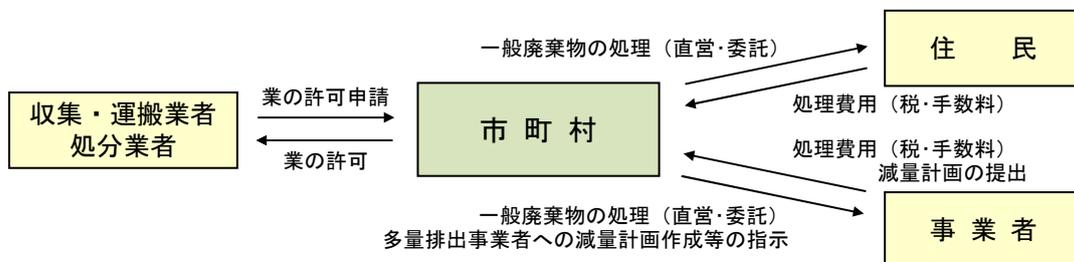
以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示す。

資表 3-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項がある。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

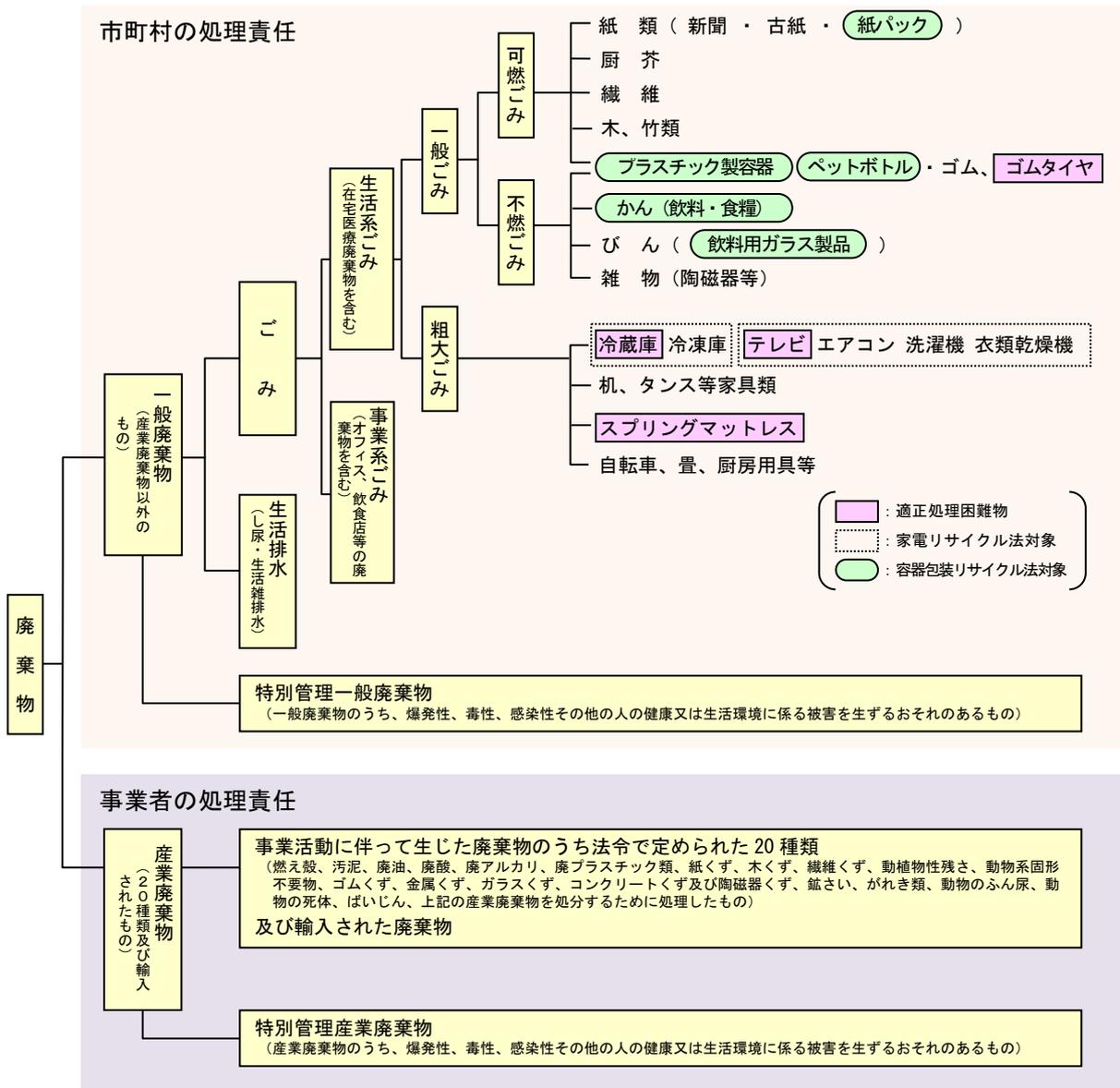


資図 3-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

### (3) 廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物又は不要物で、固形状又は液状のものとしている。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっている。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されている。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資図 3-5 廃棄物の区分

#### (4) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことで、主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみも含む。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受ける。また、その他、し尿（生活排水）も一般廃棄物である。

#### (5) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた 6 種類と政令で定められた 14 種類の合計 20 種類の廃棄物のことである。

資表 3-4 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容	業種指定
法	1. 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2. 汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3. 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4. 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5. 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6. 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政令	7. 紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8. 木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9. 繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10. 動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11. 獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12. ゴムくず	天然ゴムくず	
	13. 金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14. ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15. 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16. がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17. 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18. 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19. ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設又は、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20. その他	上記1～19に掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

(6) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成4年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされている。

それぞれ、「特別管理一般廃棄物」及び「特別管理産業廃棄物」に区分されている。

資表 3-5 特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類	概要	
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品	
	廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの	
	ばいじん	ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの	
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの	
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）	
	廃酸	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸	
	廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和4年版）環境省

### ①PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていたが、平成24年の法改正により令和9年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。

また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

資表 3-6 PCB廃棄物の保管状況 (令和3年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	保管量	事業所数	保管量	事業所数	保管量
変圧器（トランス）	189	約840台	12,866	約48,000台	621	約2,700台
コンデンサー（3kg以上）	5,589	約18,000台	4,866	約18,000台	686	約2,200台
コンデンサー（3kg未満）	1,483	約670,000台	1,458	約76,000台	225	約16,000台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	—台	210	約150,000台	14	約610台
安定器	7,947	約1,500,000個	480	約44,000個	662	約38,000個
PCBを含む油	341	約310トン	1,919	約9,200トン	62	約12トン
感圧複写紙	28	約7トン	62	約240トン	9	約650トン
ウエス	556	約120トン	1,134	約310トン	80	約21トン
OFケーブル	—	—トン	59	約2,100トン	1	約0.001トン
汚泥	66	約360トン	215	約3,400トン	22	約380トン
塗膜	4	約0.54トン	397	約1,000トン	3	約0.26トン
その他の機器	170	約25,000台	2,779	約17,000台	141	約490台
その他	1,000	約880トン	2,957	約14,000トン	213	約150トン

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和2年度）について」環境省

資表 3-7 PCB使用製品の所有状況 (令和3年3月31日現在)

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業所数	所有量	事業所数	所有量	事業所数	所有量
変圧器（トランス）	26	約82台	10,553	約36,000台	1,542	約3,900台
コンデンサー（3kg以上）	461	約920台	1,109	約5,500台	1,829	約3,500台
コンデンサー（3kg未満）	57	約3,800台	359	約11,000台	124	約1,500台
柱上変圧器（柱上トランス）	—	—台	97	約6,100台	7	8台
安定器	916	約40,000個	—	—個	173	約6,800個
PCBを含む油	8	約1kg	90	約260,000kg	7	約350kg
感圧複写紙	0	0kg	0	0kg	0	0kg
ウエス	0	0kg	1	0.1kg	0	0kg
OFケーブル	—	—kg	73	約400,000kg	0	0kg
汚泥	0	0kg	2	約0.06kg	0	0kg
塗膜	0	0kg	182	約660,000kg	4	0kg
その他の機器	11	77台	1,341	約6,800台	155	約840台
その他	9	約1,200kg	336	約2,600,000kg	51	約3,100kg

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和2年度）について」環境省

## ②ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約 200 種のうち、29 種類に毒性があるとみなされている。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源があるが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれている。

昭和 58 年 11 月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となり、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになった。

ダイオキシン類対策は平成 11 年 3 月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成 11 年 7 月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の 2 つを基に進められている。

資表 3-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における 削減目標量 (g-TEQ/年)	推計排出量 (g-TEQ/年)		
		平成9年における量	平成15年における量	令和2年における量
1 廃棄物処理分野	106	7,205~7,658	219~244	58
(1) 一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	22
(2) 産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	17
(3) 小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	—	37	10
(4) 小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16	700~1,153	35~60	8.7
2 産業分野	70	470	150	37
(1) 製鋼用電気炉	31.1	229	81.5	15.7
(2) 鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	5.4
(3) 亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、 溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	1.2
(4) アルミニウム合金製造施設 （焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	7.9
(5) その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.3
3 その他	0.2	1.2	0.6	0.6
合計	176	7,676~8,129	369~395	96

注1：平成9年及び平成15年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、令和2年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

注2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

注3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

注4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、平成 24 年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書」（令和4年版）環境省

### ③感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物」とされている。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示す。

資表 3-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

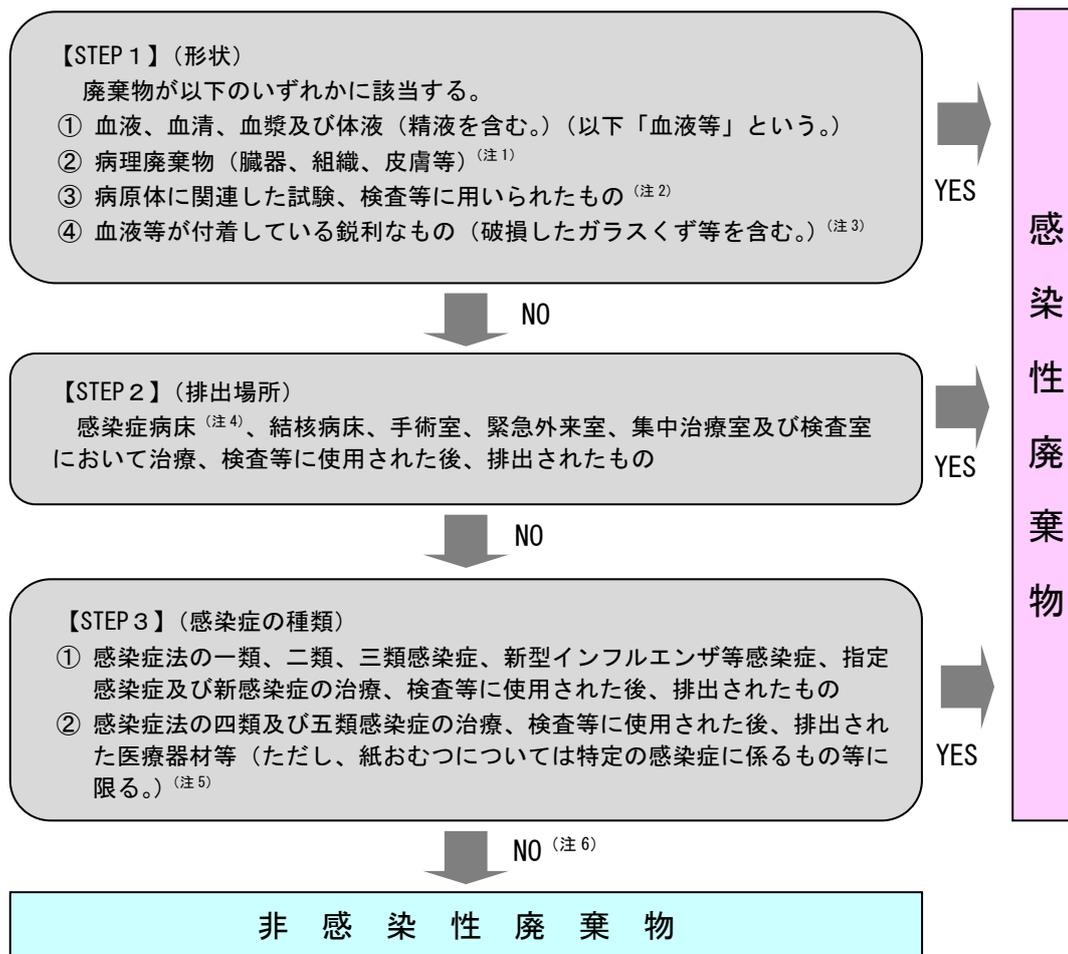
種類	例
産業廃棄物	
燃え殻	焼却灰
汚泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省

資表 3-10 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原体に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>
--

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注1）ホルマリン固定臓器等を含む。

（注2）病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等  
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）環境省

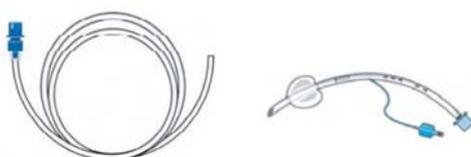
資図 3-6 感染性廃棄物の判断フロー

(7) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされている。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしている。

資表 3-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染等への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意 <sup>※1</sup>
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ      CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類      カテーテル類	
	注射筒 (針以外の部分)	 使い捨てペン型 インスリン注入器      栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが 安全な仕組みを もつもの	ペン型自己注射針	 (針ケース装着時)	○ <sup>※2</sup>
鋭利なもの	医療用注射針、 点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」（平成 20 年 3 月）環境省

## (8) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けている。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがあるが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっている。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、平成3年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものである。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものである。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について適正な処理を確保してもらいたいとされている。

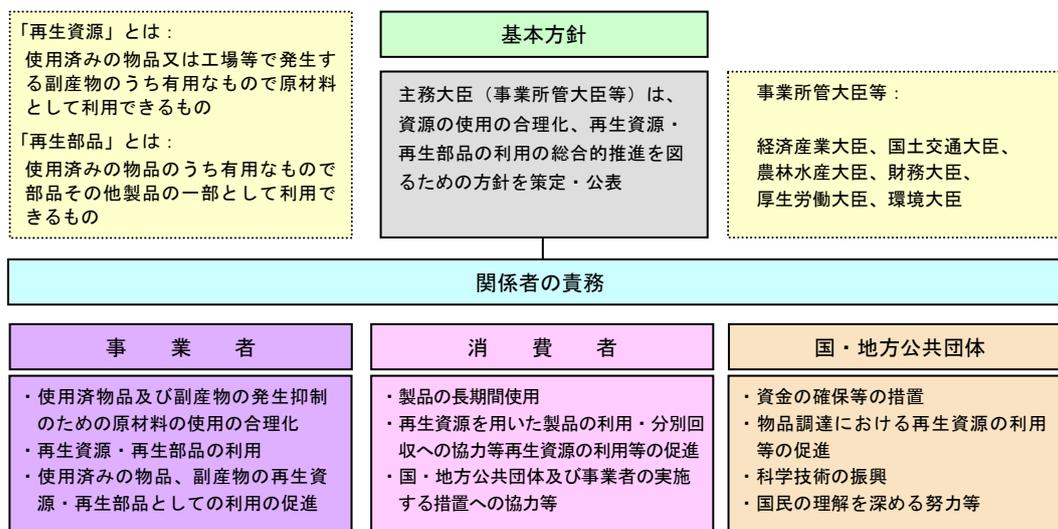
### 指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス

#### 4. 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成 3 年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成 12 年に成立、平成 13 年 4 月に施行された法律である。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者には一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っている。



資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省

資図 3-7 資源有効利用促進法の概要



資料：「一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ」（<https://www.pc3r.jp>）

資図 3-8 パソコンリサイクルの流れ

## 5. プラスチック資源循環法

正式な名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、令和3年6月11日に公布、令和4年4月1日に施行された法律である。

この法律では、海洋プラスチックごみや気候変動等の問題に密接に関係するプラスチックについて、使用の抑制や合理化、資源として循環すること等を促進することによって、これらの諸問題に対応していくことを目的としている。



資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

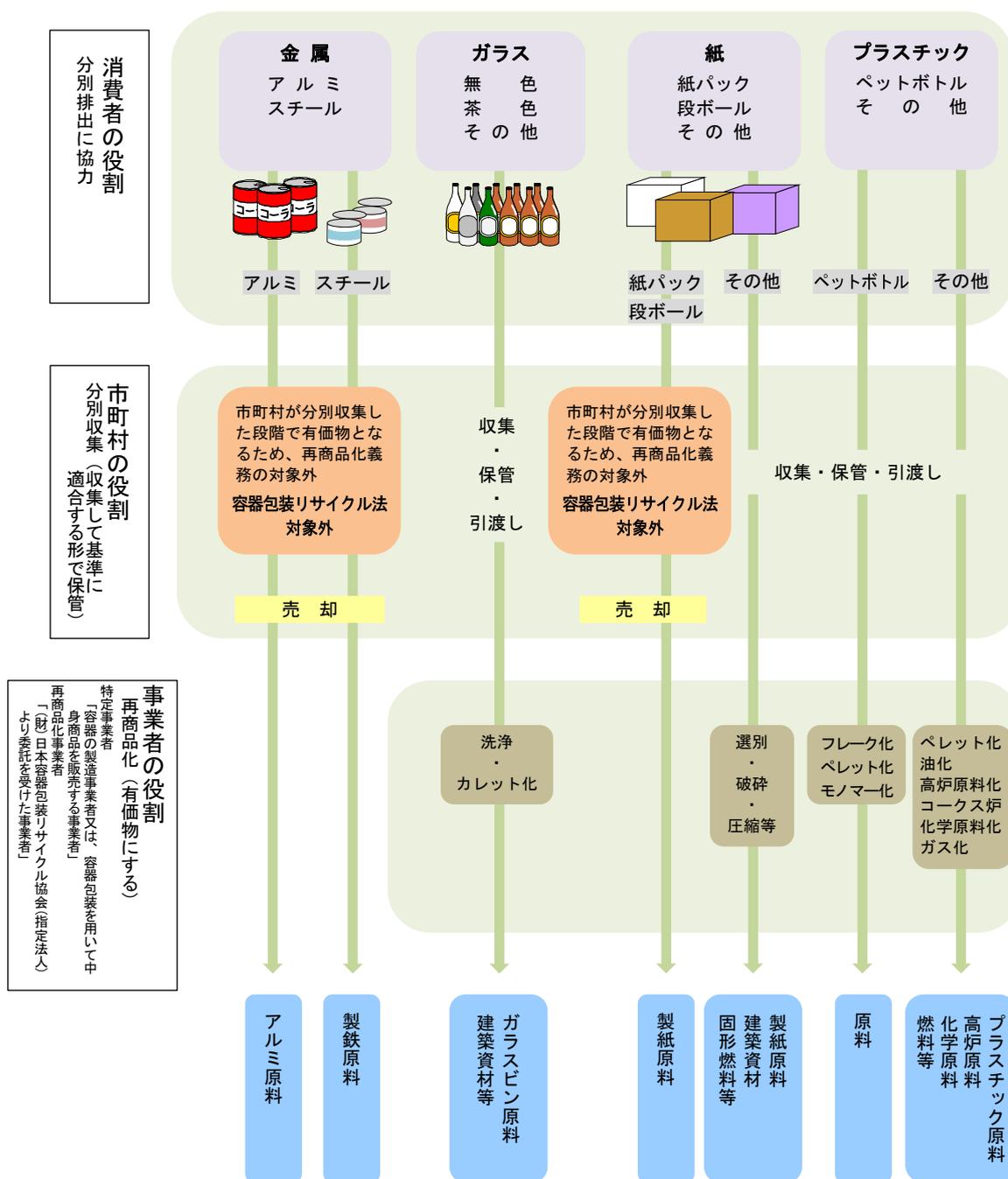
資料 : 「プラスチック資源循環法関連」環境省

資図 3-9 プラスチック資源循環法の流れ

## 6. 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律である。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めている。



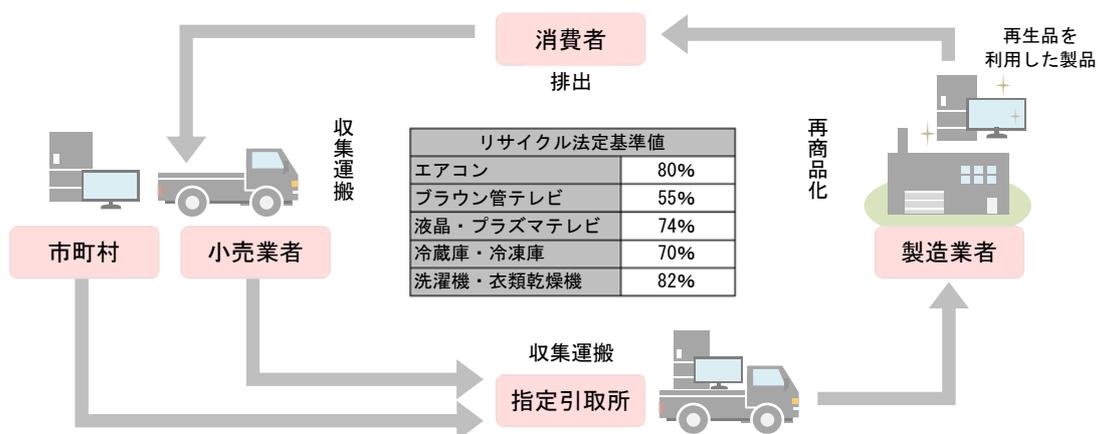
資図 3-10 容器包装リサイクル法の流れ

## 7. 家電リサイクル法

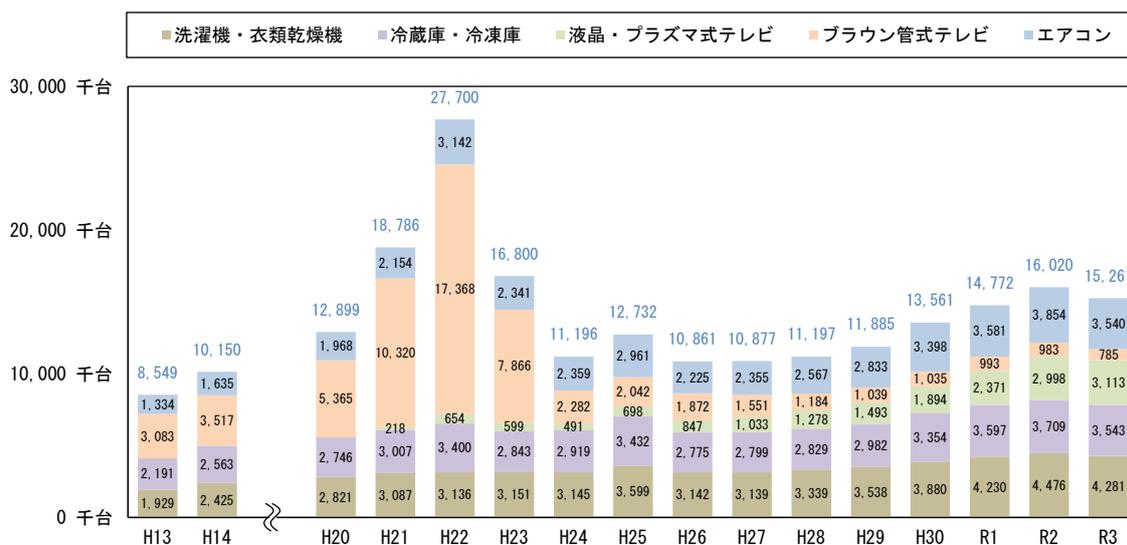
正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成 10 年に成立した法律である。

家庭用電化製品の中でも特にエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目はリサイクルする必要性が高く、その製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられている。

平成 21 年 4 月 1 日より液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加され、また、平成 23 年の地上デジタル放送化に伴い、平成 21 年～平成 22 年の間にブラウン管テレビの引取台数が増加している。



資図 3-11 家電リサイクル法におけるリサイクルの流れ



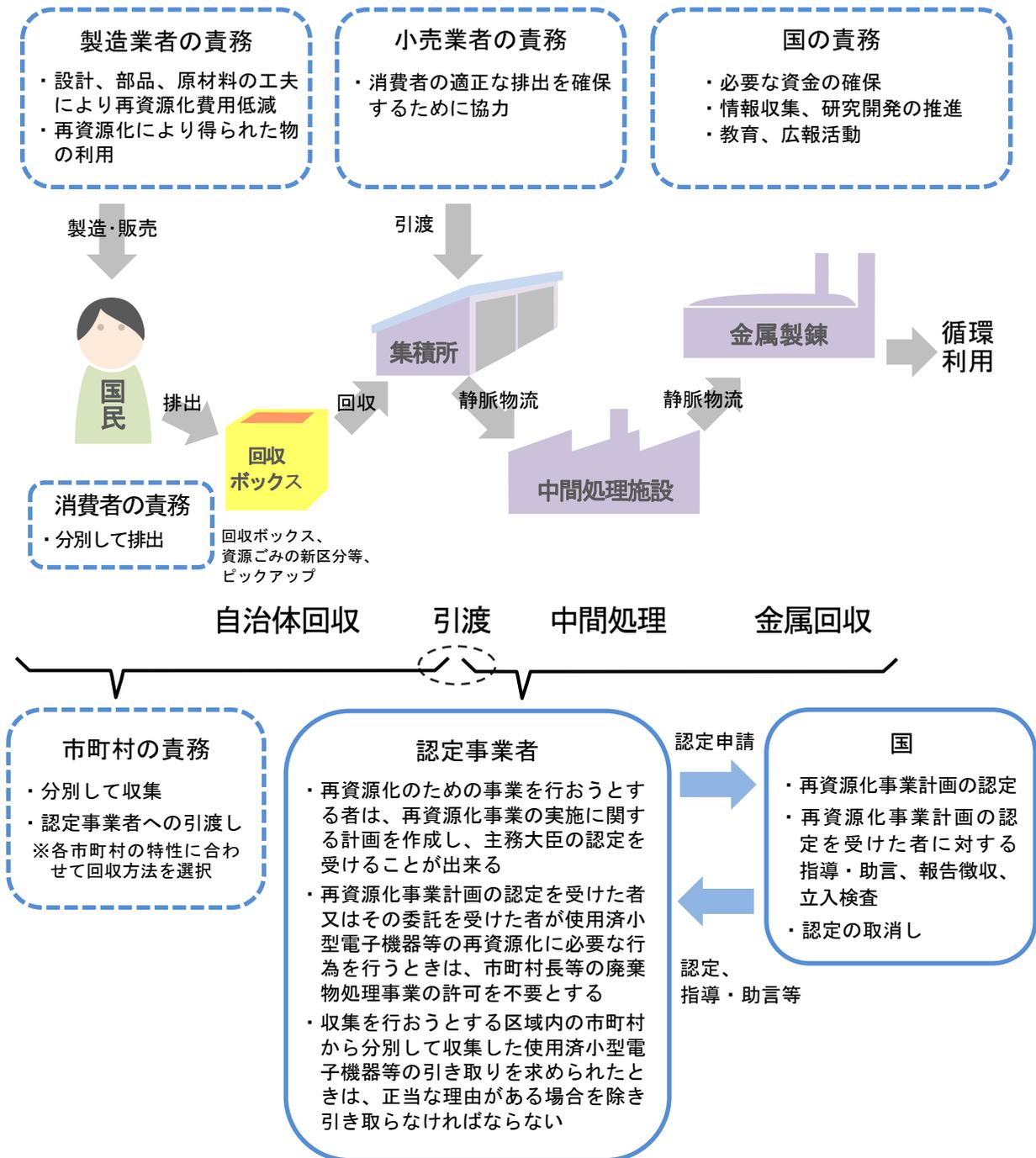
資料：「家電リサイクル 年次報告書」（令和 3 年度版）一般財団法人家電製品協会

資図 3-12 指定引取場所における引取台数の推移

## 8. 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 24 年に成立した法律である。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしている。



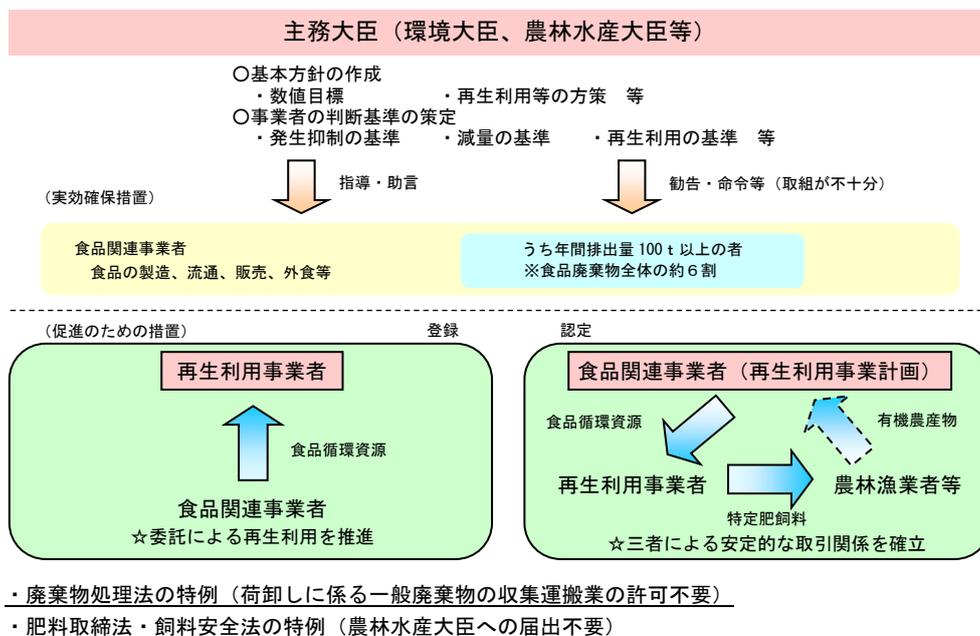
資料：「小型家電リサイクル法 法律の概要」環境省

資図 3-13 小型家電リサイクル法の概要

## 9. 食品リサイクル法

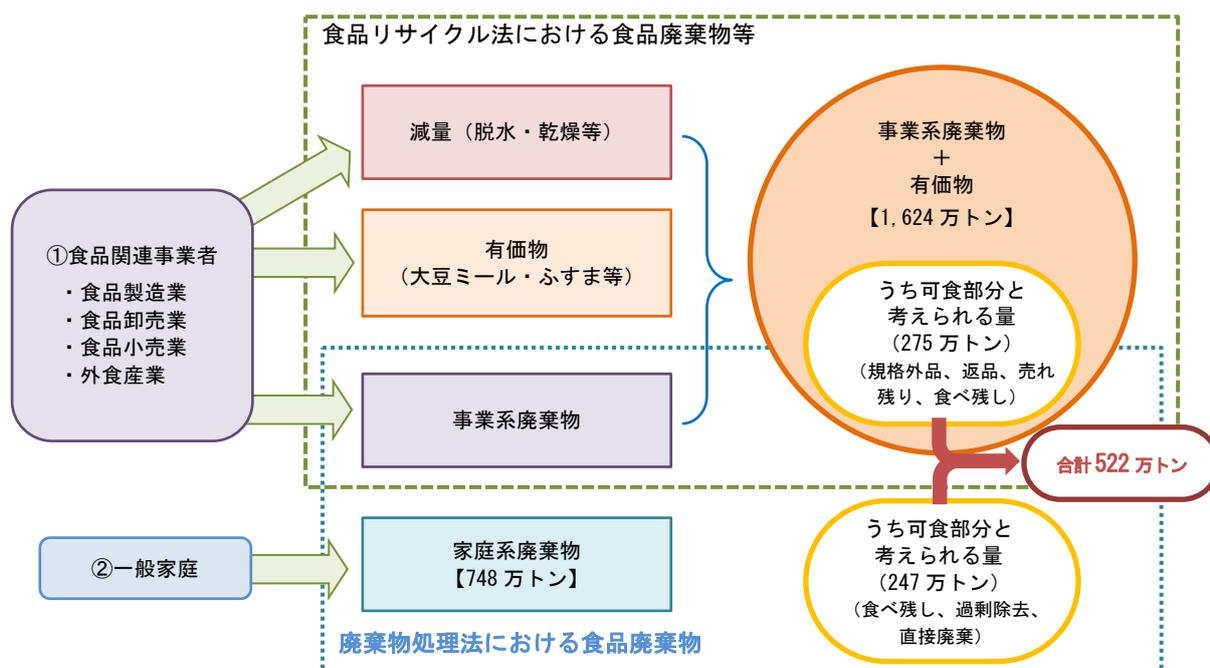
正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしている。



資料：「循環型社会白書」（平成 18 年版）環境省

資図 3-14 食品リサイクル法の仕組み



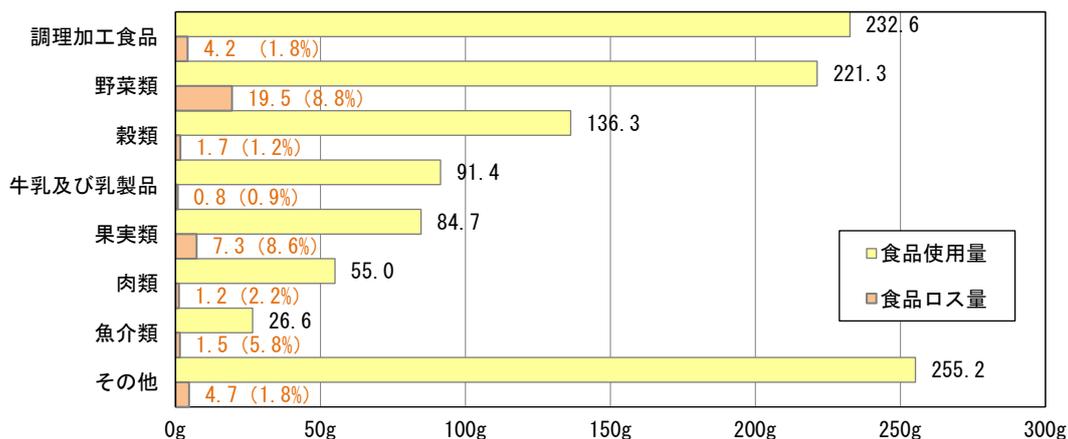
資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（令和 2 年度推計）」（令和 5 年 1 月時点版）農林水産省

資図 3-15 食品廃棄物等の発生量（令和 2 年度推計値）

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査」（平成 26 年度）における主な食品別の世帯食\*1 人 1 日当たり食品使用量及び世帯食 1 人 1 日当たり食品ロス量を以下に示す。

世帯食 1 人 1 日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっている。世帯食 1 人 1 日当たりの食品ロスは全体で 40.9g となっており、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっている。なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は 3.7% となっている。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。



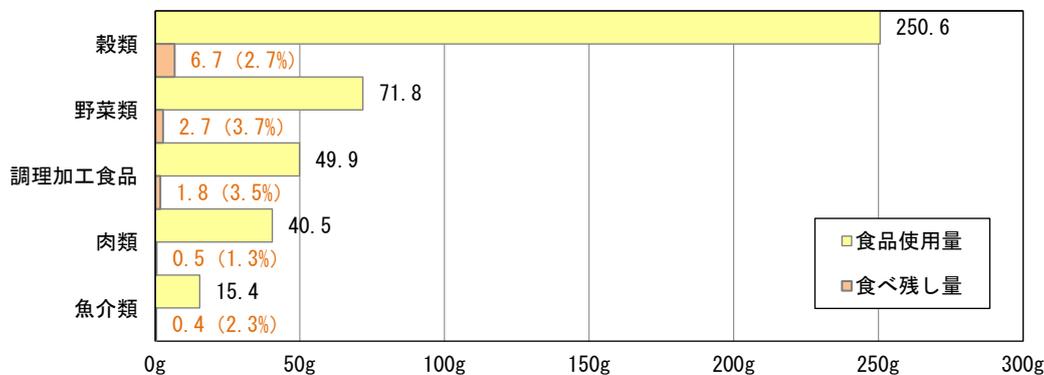
※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものをいう。

資料：「食品ロス統計調査・世帯調査」（平成 26 年度）農林水産省

資図 3-16 主な食品別の食品使用量及び食品ロス量（世帯食 1 人 1 日当たり）

「食品ロス統計調査・外食調査」（平成 27 年度）の「食堂・レストラン」における 1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量の割合を以下に示す。

1 食当たりの食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっている。



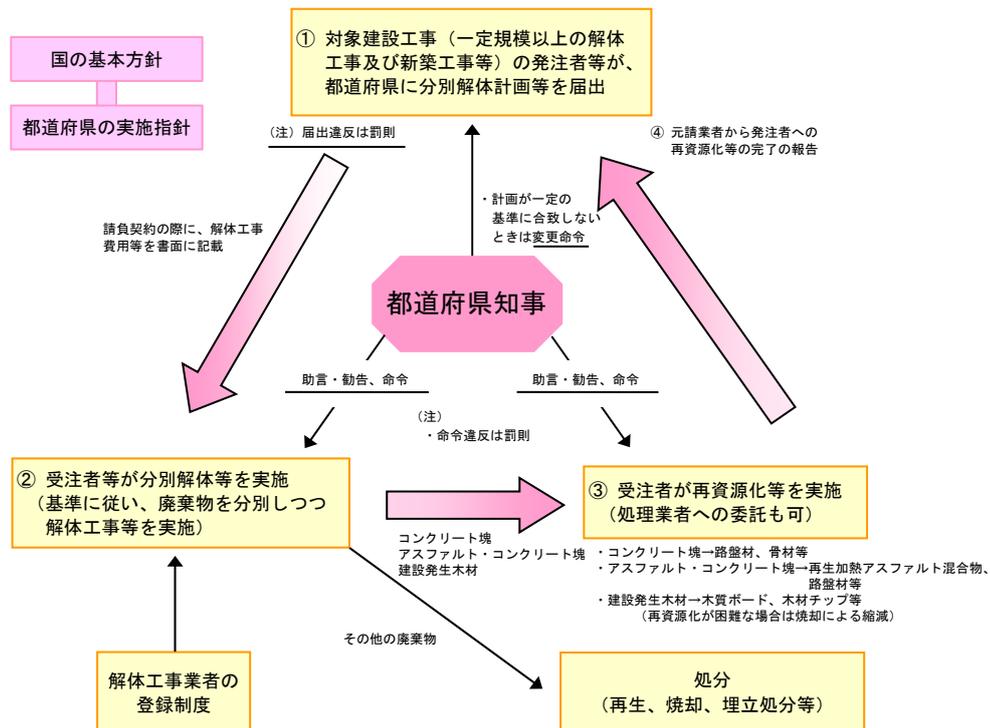
資料：「食品ロス統計調査・外食調査」（平成 27 年度）農林水産省

資図 3-17 主な食品別の 1 食当たりの食べ残し状況（食堂・レストラン）

## 10. 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけている。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。



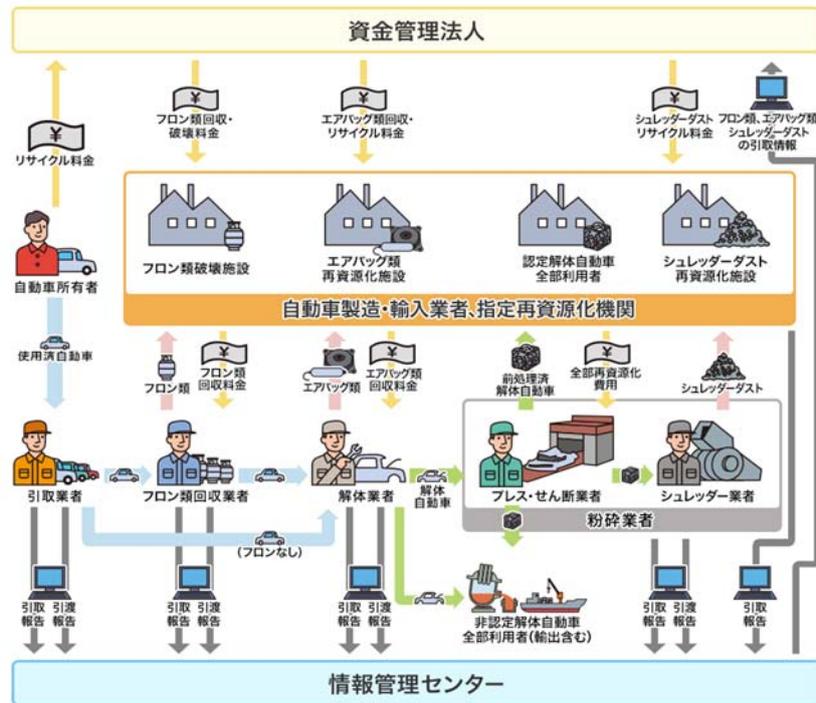
資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

資図 3-18 建設リサイクル法の概要

## 11. 自動車リサイクル法

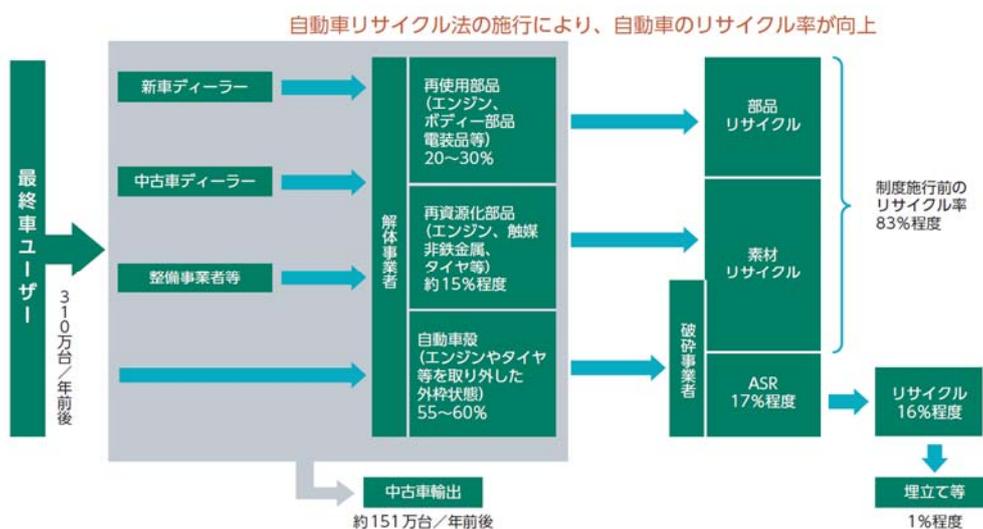
正式な名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」といい、平成 14 年に成立した法律である。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料：「環境省ホームページ」(<https://www.env.go.jp>)

資図 3-19 自動車リサイクル法の仕組み



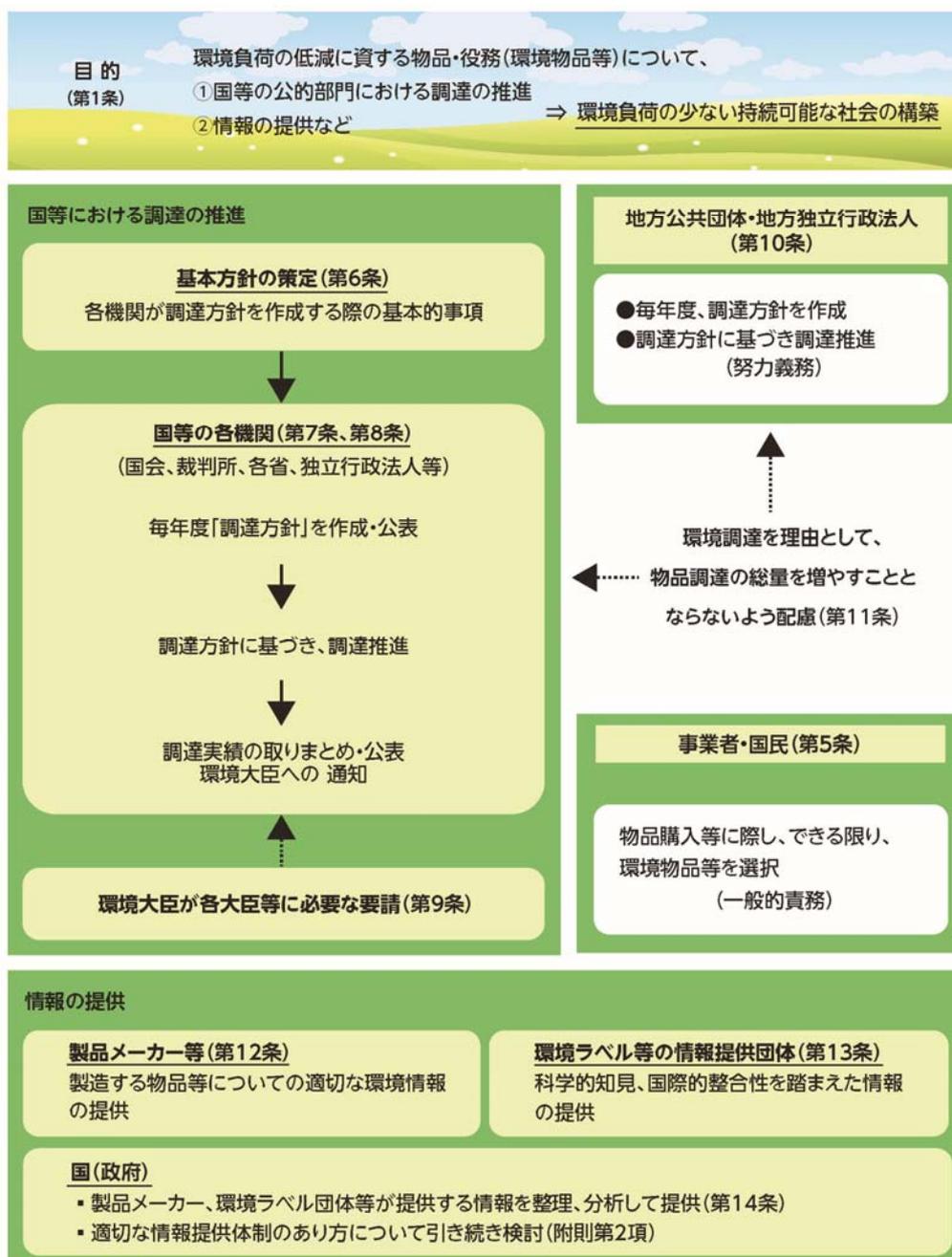
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書」(平成 30 年版) 環境省

資図 3-20 使用済自動車処理のフロー

## 12. グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。



資料：「グリーン購入法パンフレット」（平成 29 年 2 月）環境省

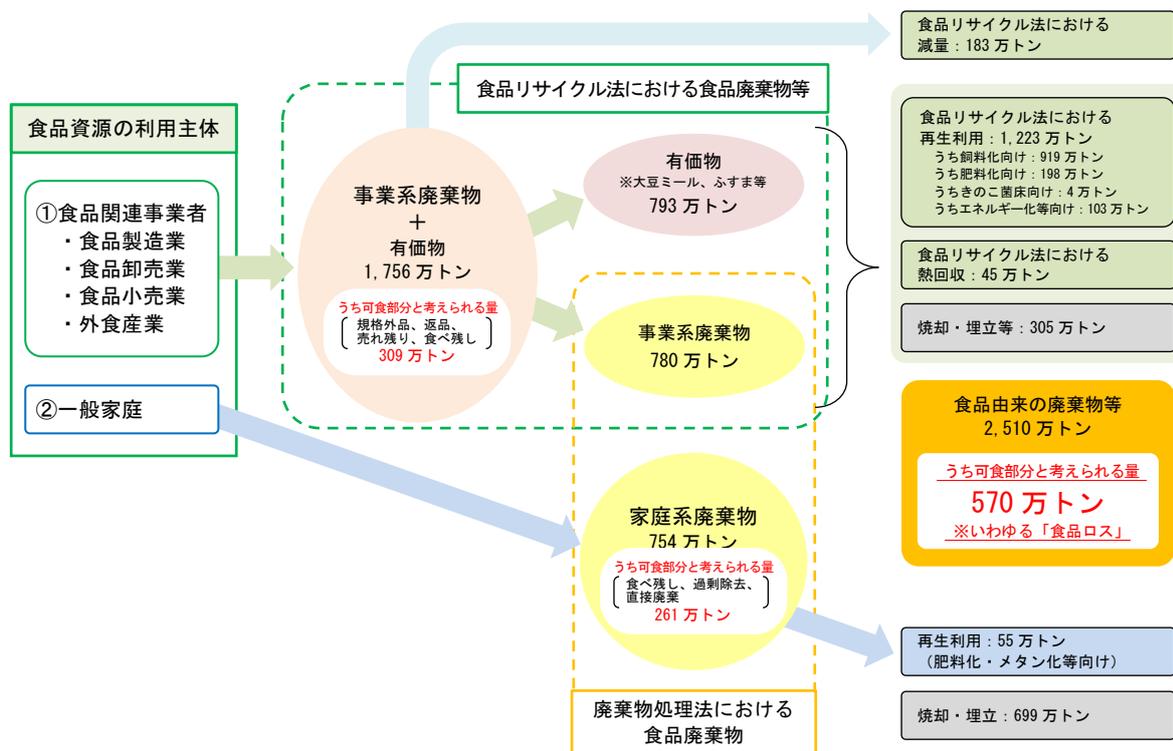
資図 3-21 グリーン購入法の仕組み

### 13. 食品ロス削減推進法

正式な名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元年 5 月 31 日に公布、令和元年 10 月 1 日に施行された法律である。

この法律では、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律である。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間 570 万トン以上（令和元年度）、県内では 6.1 万トン以上（令和 4 年度）が発生しているといわれている。この量は 1 人 1 日あたりに換算すると約 115 グラムに相当し、お茶碗 1 杯分のごはんの量に近い量が捨てられていることになっている。



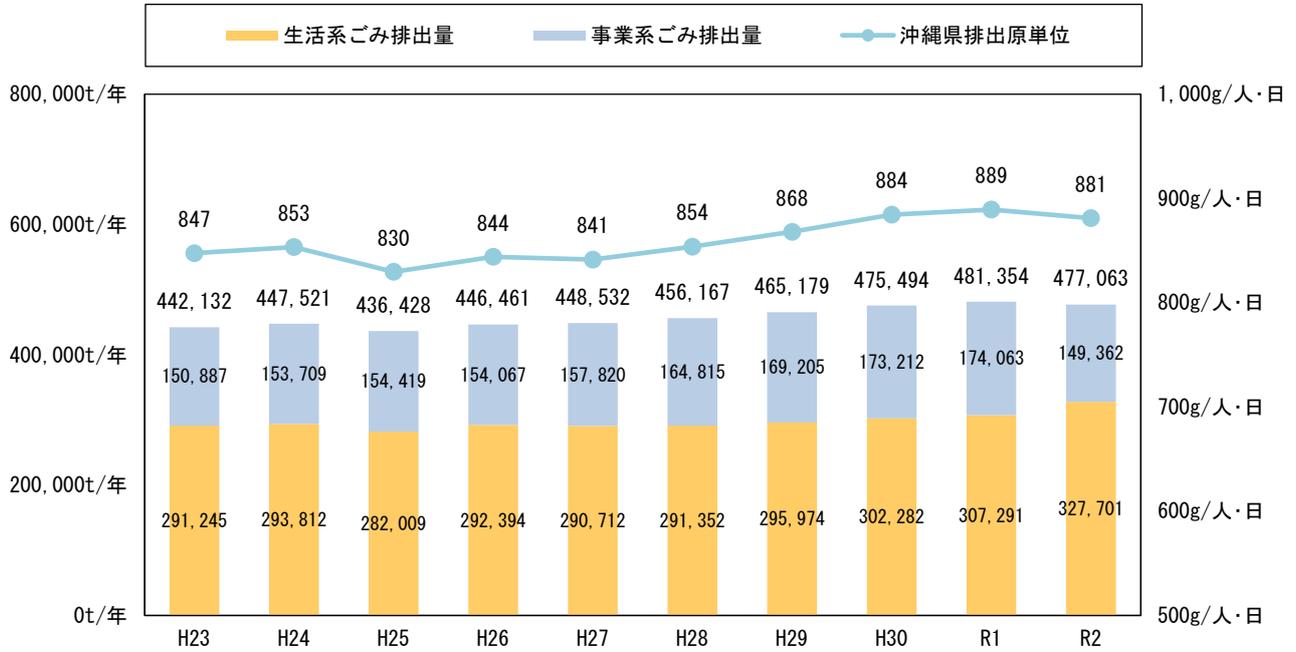
- 資料：・事業系食品ロスについては、食品リサイクル法第 9 条第 1 項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成 29 年度）」等を基に、農林水産省食料産業局において推計。  
 ・家庭系食品ロスについては、「令和 2 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。  
 ・事業系廃棄物及び家庭系廃棄物の量は、「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況（環境省）」等を基に、環境省環境再生・資源循環局において推計。
- 注：・事業系廃棄物の「食品リサイクル法における再生利用」のうち「エネルギー化等」とは、食品リサイクル法で定めるメタン、エタノール、炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、油脂及び油脂製品の製造である。  
 ・端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがある。

資図 3-22 食品廃棄物等の利用状況等（令和元年度推計）

## 資料 4 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

### 1. ごみ処理状況

沖縄県全域で排出されるごみの量は、令和 2 年度実績では、ごみ総排出量が 477,063 トン/年、1人1日当たりのごみ排出量は 881 グラム/人・日となっている。



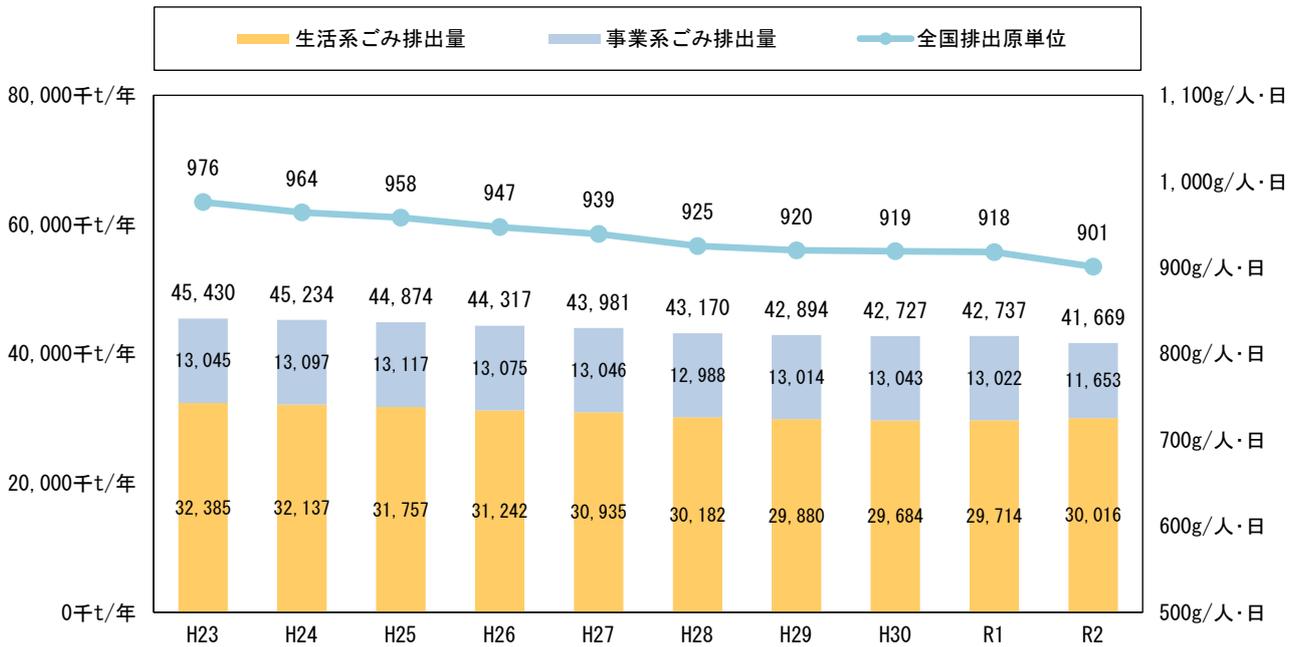
資図 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

資表 4-1 沖縄県のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ排出量 (t/年)	事業系ごみ排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成 23 年度		1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
平成 24 年度		1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
平成 25 年度		1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
平成 26 年度		1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
平成 27 年度		1,456,739	448,532	290,712	157,820	841
平成 28 年度		1,464,056	456,167	291,352	164,815	854
平成 29 年度		1,468,395	465,179	295,974	169,205	868
平成 30 年度		1,473,076	475,494	302,282	173,212	884
令和元年度		1,478,957	481,354	307,291	174,063	889
令和 2 年度		1,483,600	477,063	327,701	149,362	881

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国で排出されるごみの量は、令和 2 年度実績では、ごみ総排出量が 4,167 万トン/年、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 901 グラム/人・日となっている。



資図 4-2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

資表 4-2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

年度	項目	総人口 (千人)	ごみ総排出量 (千t/年)	生活系ごみ排出量 (千t/年)	事業系ごみ排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成 23 年度		127,147	45,430	32,385	13,045	976
平成 24 年度		128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成 25 年度		128,394	44,874	31,757	13,117	958
平成 26 年度		128,181	44,317	31,242	13,075	947
平成 27 年度		128,039	43,981	30,935	13,046	939
平成 28 年度		127,924	43,170	30,182	12,988	925
平成 29 年度		127,718	42,894	29,880	13,014	920
平成 30 年度		127,438	42,727	29,684	13,043	919
令和元年度		127,156	42,737	29,714	13,022	918
令和 2 年度		126,740	41,669	30,016	11,653	901

(注)

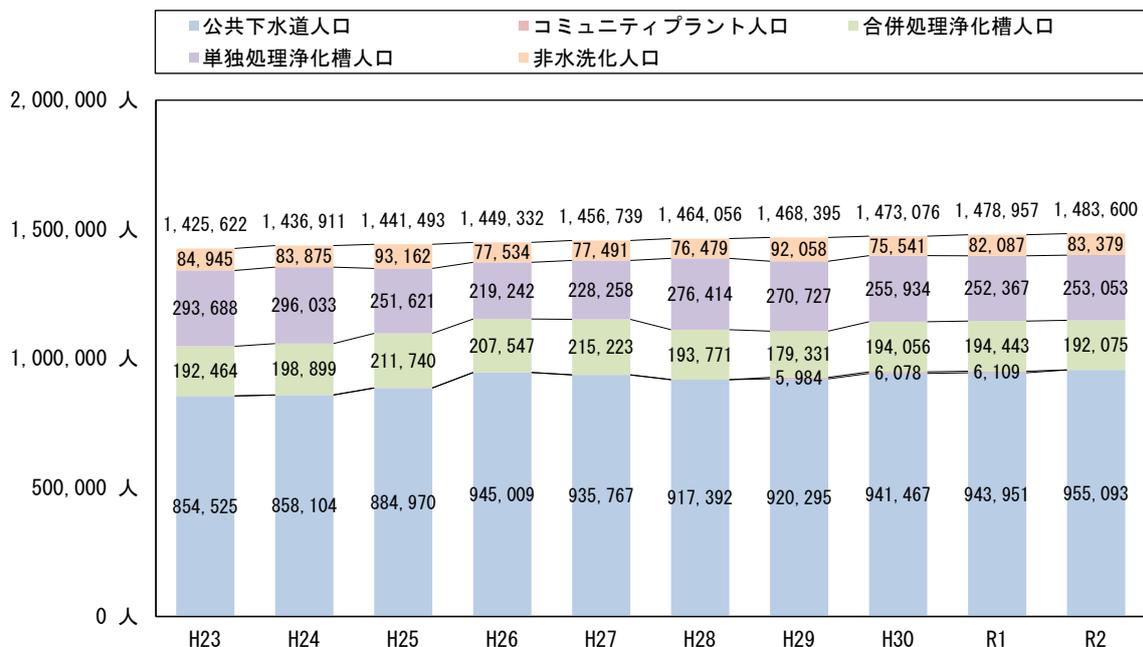
1. 四捨五入によりごみ総排出量の値と生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計が一致しない場合がある。
2. 平成 24 年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和 2 年度版）環境省

## 2. し尿及び浄化槽汚泥処理状況

### (1) 生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口は、令和 2 年度において、公共下水道人口が 955,093 人、コミュニティプラント人口が 0 人、合併処理浄化槽人口が 192,075 人、単独処理浄化槽人口が 253,053 人、非水洗化人口が 83,379 人となっている。



資図 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

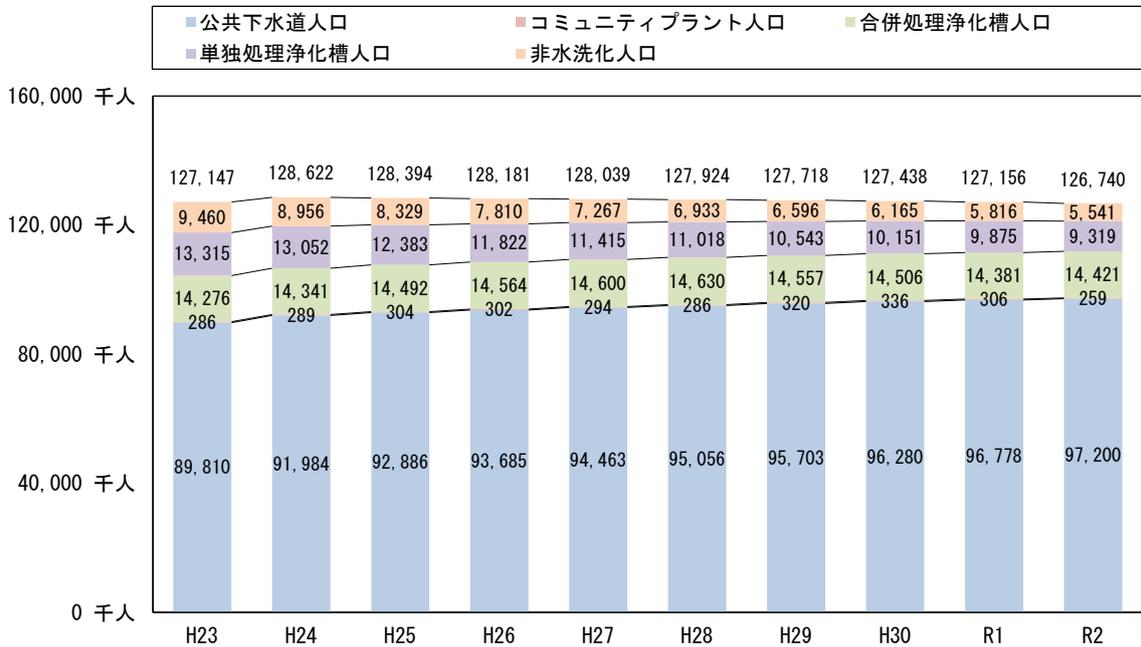
資表 4-3 沖縄県の生活排水処理人口の推移

単位：人

項目 年度	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 23 年度	1,425,622	854,525	0	192,464	293,688	84,945
平成 24 年度	1,436,911	858,104	0	198,899	296,033	83,875
平成 25 年度	1,441,493	884,970	0	211,740	251,621	93,162
平成 26 年度	1,449,332	945,009	0	207,547	219,242	77,534
平成 27 年度	1,456,739	935,767	0	215,223	228,258	77,491
平成 28 年度	1,464,056	917,392	0	193,771	276,414	76,479
平成 29 年度	1,468,395	920,295	5,984	179,331	270,727	92,058
平成 30 年度	1,473,076	941,467	6,078	194,056	255,934	75,541
令和元年度	1,478,957	943,951	6,109	194,443	252,367	82,087
令和 2 年度	1,483,600	955,093	0	192,075	253,053	83,379

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国の生活排水処理人口は、令和 2 年度において、公共下水道人口が 9,720 万人、コミュニティプラント人口が 26 万人、合併処理浄化槽人口が 1,442 万人、単独処理浄化槽人口が 932 万人、非水洗化人口が 554 万人となっている。



資図 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

資表 4-4 全国の生活排水処理人口の推移

単位：千人

項目 年度	総人口	公共下水道人口	コミュニティプラント人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 23 年度	127,147	89,810	286	14,276	13,315	9,460
平成 24 年度	128,622	91,984	289	14,341	13,052	8,956
平成 25 年度	128,394	92,886	304	14,492	12,383	8,329
平成 26 年度	128,181	93,685	302	14,564	11,822	7,810
平成 27 年度	128,039	94,463	294	14,600	11,415	7,267
平成 28 年度	127,924	95,056	286	14,630	11,018	6,933
平成 29 年度	127,718	95,703	320	14,557	10,543	6,596
平成 30 年度	127,438	96,280	336	14,506	10,151	6,165
令和元年度	127,156	96,778	306	14,381	9,875	5,816
令和 2 年度	126,740	97,200	259	14,421	9,319	5,541

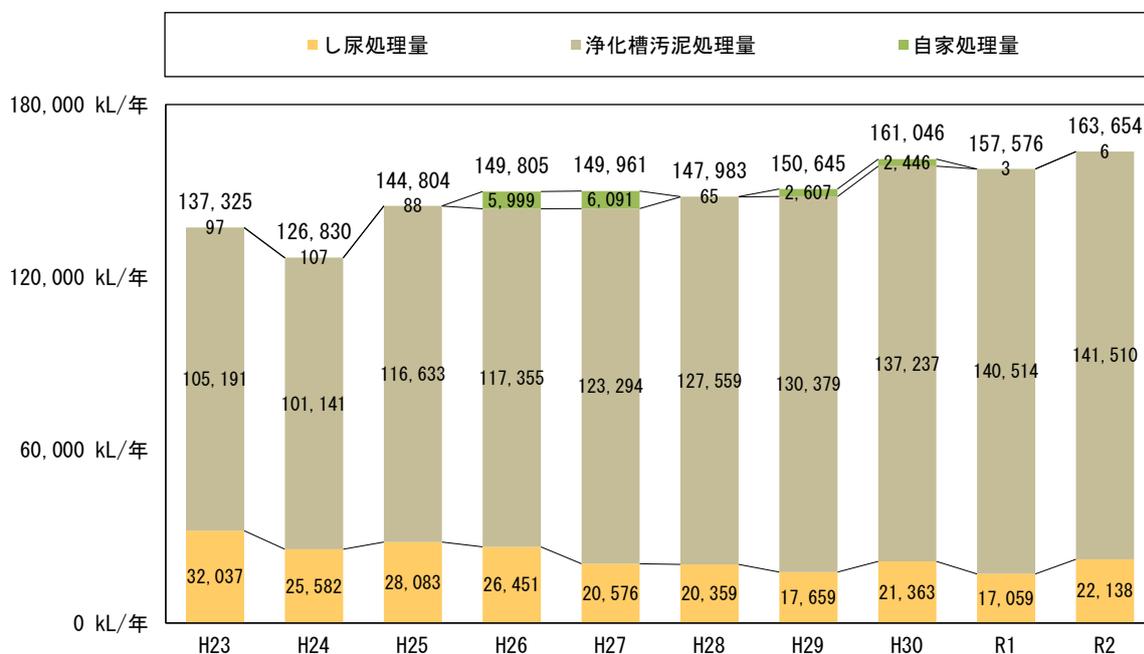
(注)

1. 四捨五入により総人口の値とそれぞれ生活排水処理人口の合計が一致しない場合がある。
2. 合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口には、農業集落排水施設人口が含まれる。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和 2 年度版）環境省

## (2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和 2 年度において、し尿処理量が 22,138 キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が 141,510 キロリットル/年、自家処理量が 6 キロリットル/年となっている。



資図 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

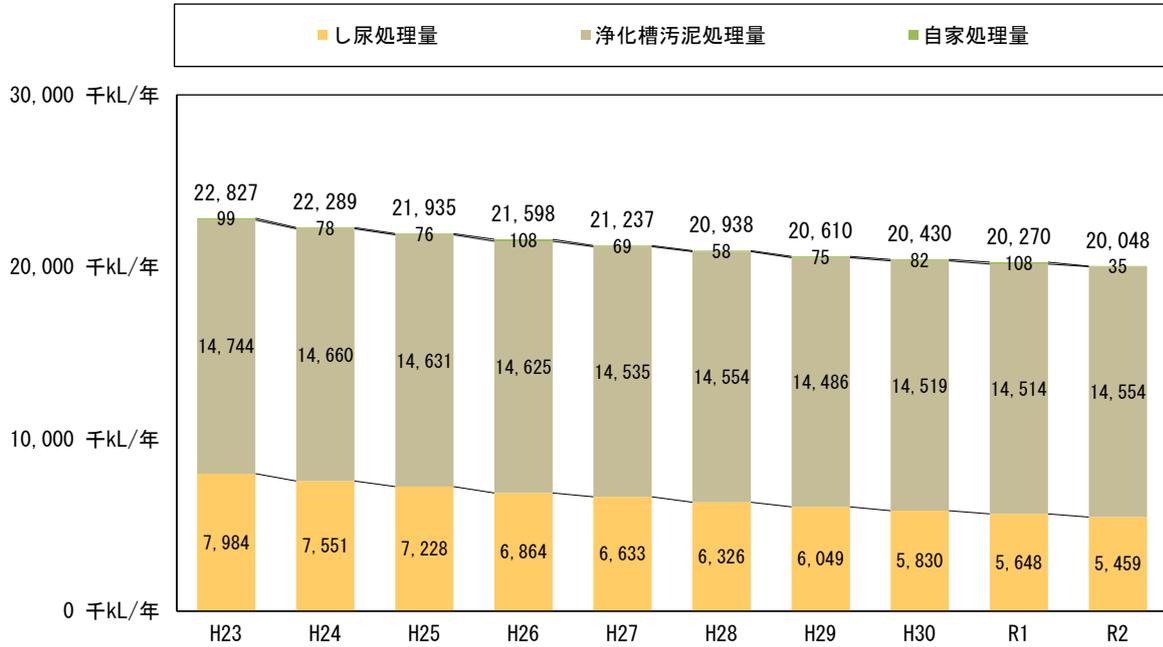
資表 4-5 沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

単位：kL/年

年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 23 年度	32,037	105,191	97	137,325
平成 24 年度	25,582	101,141	107	126,830
平成 25 年度	28,083	116,633	88	144,804
平成 26 年度	26,451	117,355	5,999	149,805
平成 27 年度	20,576	123,294	6,091	149,961
平成 28 年度	20,359	127,559	65	147,983
平成 29 年度	17,659	130,379	2,607	150,645
平成 30 年度	21,363	137,237	2,446	161,046
令和元年度	17,059	140,514	3	157,576
令和 2 年度	22,138	141,510	6	163,654

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、令和 2 年度において、し尿処理量が 546 万キロリットル/年、浄化槽汚泥処理量が 1,455 万キロリットル/年、自家処理量が 4 万キロリットル/年となっている。



資図 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 4-6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 単位：千 kL/年

項目 年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 23 年度	7,984	14,744	99	22,827
平成 24 年度	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年度	7,228	14,631	76	21,935
平成 26 年度	6,864	14,625	108	21,598
平成 27 年度	6,633	14,535	69	21,237
平成 28 年度	6,326	14,554	58	20,938
平成 29 年度	6,049	14,486	75	20,610
平成 30 年度	5,830	14,519	82	20,430
令和元年度	5,648	14,514	108	20,270
令和 2 年度	5,459	14,554	35	20,048

(注)

1. 四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。

資料：「日本の廃棄物処理」（令和 2 年度版）環境省

### 3. 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

#### (1) ごみ焼却施設

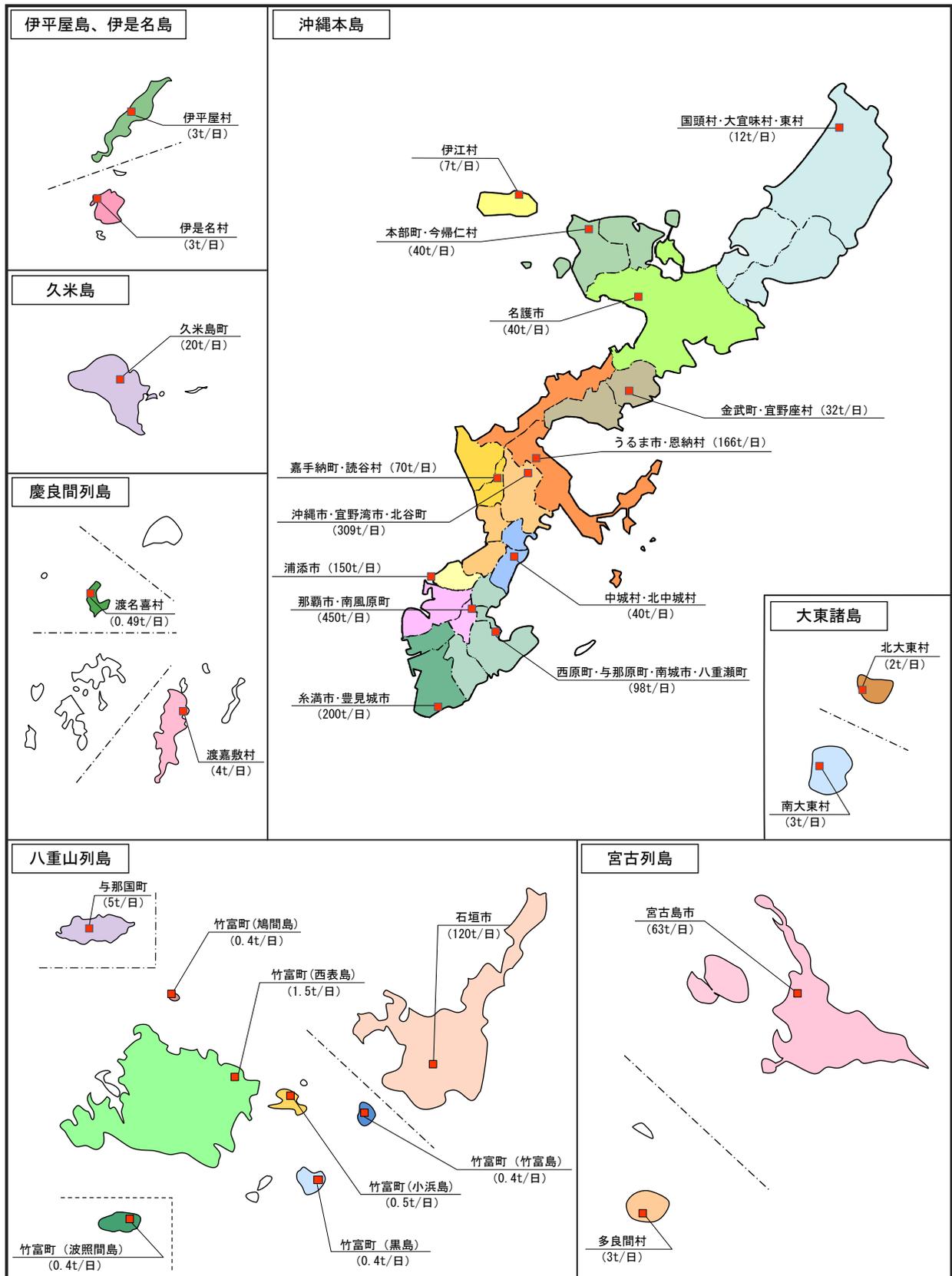
沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっている。

資表 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

	実施主体 施設名称	構成市町村	規模 (t/日)	運転方式	着工年月	備考
		所在地	炉の形態	竣工年月		
本 島	1 国頭地区行政事務組合 やんばる環境センター	国頭村・大宜味村・東村	12	機械化バッチ式	H26.6	
		国頭村字宇嘉 1179-416	6 t / 8 h × 2 炉	H28.6		
	2 名護市 名護市環境センター	名護市	40	機械化バッチ式	S51.12	
		名護市字宇茂佐 1710-3	20 t / 8 h × 2 炉	S52.12		
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村	40	機械化バッチ式	H7.9	
		本部町字北里 182	20 t / 8 h × 2 炉	H10.3		
	4 金武地区消防衛生組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村	32	機械化バッチ式	H29.3	
		宜野座村字惣慶 1988-332	16 t / 8 h × 2 炉	R2.8		
	5 中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村	166	全連続式	H14.2	
		うるま市字栄野比 1211-6	83 t / 24 h × 2 基	H16.9		
	6 比謝川行政事務組合 環境美化センター	嘉手納町・読谷村	70	准連続式	H7.2	
		嘉手納町字久得 242-1	35 t / 16 h × 2 炉	H10.3		
7 倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町	309	全連続式	H19.3		
	沖縄市字池原 3394 番地	103 t / 24 h × 3 炉	H22.3			
8 中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村	40	全連続式	H12.12	防衛施設庁予算 (当初) 灰溶融設備 のみ稼働休止	
	中城村字伊舎堂池武当原 787 番地	20 t / 24 h × 2 基	H15.5			
9 浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市	150	全連続式	S55.10		
	浦添市伊奈武瀬 1-8-1	75 t / 24 h × 2 基	S57.12			
10 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町	450	全連続式	H14.8		
	南風原町字新川 650 番地	150 t / 24 h × 3 炉	H18.3			
11 南部広域行政組合 東部清掃施設組合清掃工場	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町	98	全連続式	H18.10		
	与那原町字板良敷 1612	49 t / 24 h × 2 炉	H20.3			
12 南部広域行政組合 糸豊環境美化センター	糸満市・豊見城市	200	全連続式	H7.12		
	糸満市字東里 74-1	100 t / 24 h × 2 炉	H10.3			
13 伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村	3	機械化バッチ式	H16.1		
	伊平屋村字田名 3225	3 t / 8 h × 1 炉	H17.5			
14 伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村	3	機械化バッチ式	H22.7		
	伊是名村字勢理客 3630 番地	3 t / 8 h × 1 炉	H24.1			
15 伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村	7	機械化バッチ式	H14.10	防衛施設庁予算 (当初)	
	伊江村字東江上 2788	7 t / 8 h × 1 炉	H16.2			
16 久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町	20	機械化バッチ式	S63.10		
	久米島町字阿嘉 297-133	10 t / 8 h × 2 炉	H2.1			
17 渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村	0.49	固定バッチ式	H25.11		
	渡名喜村高田 2563-2	0.49 t / 8 h × 1 炉	H25.11			
18 渡嘉敷村 渡嘉敷クリーンセンター	渡嘉敷村	4	機械化バッチ式	H10.9		
	渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 t / 8 h × 1 炉	H11.7			
19 北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村	2	機械化バッチ式	H12.12		
	北大東村字南 211-1	2 t / 8 h × 1 炉	H14.3			
20 南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村	3	機械化バッチ式	H10.12		
	南大東村字池之沢 1-1	3 t / 8 h × 1 炉	H12.5			
21 宮古島市 宮古島市クリーンセンター	宮古島市	63	准連続式	H25.3		
	宮古島市平良字西仲宗根 565-6	31.5 t / 16 h × 2 炉	H28.3			
22 多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村	3	機械化バッチ式	H11.9		
	多良間村字仲筋 1624-2	3 t / 8 h × 1 炉	H12.5			
23 石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市	120	全連続式	H7.3		
	石垣市字平得大俣 1273-439	60 t / 24 h × 2 炉	H9.10			
24 竹富町 波照間小型焼却炉施設	竹富町(波照間島)	0.4	固定バッチ式	H17.11		
	竹富町字波照間 4969-1	0.4 t / 8 h × 1 炉	H18.5			
25 竹富町 黒島小型焼却炉施設	竹富町(黒島)	0.4	固定バッチ式	H17.11		
	竹富町字黒島 2601	0.4 t / 8 h × 1 炉	H18.5			
26 竹富町 竹富小型焼却炉施設	竹富町(竹富島)	0.4	固定バッチ式	H18.9		
	竹富町字竹富 878	0.4 t / 8 h × 1 炉	H19.3			
27 竹富町 小浜小型焼却炉施設	竹富町(小浜島)	0.5	固定バッチ式	H18.9		
	竹富町字小浜 3400-1	0.5 t / 8 h × 1 炉	H19.3			
28 竹富町 鳩間小型焼却炉施設	竹富町(鳩間島)	0.4	固定バッチ式	H20.11		
	竹富町字鳩間 377-1	0.4 t / 8 h × 1 炉	H21.5			
29 竹富町 西表小型焼却炉施設	竹富町(西表島)	1.5	固定バッチ式	H21.12		
	竹富町字高那 443-1	1.5 t / 8 h × 1 炉	H23.1			
30 与那国町 与那国町ごみ焼却施設	与那国町	5	機械化バッチ式	H31.3		
	与那国町字与那国 4257 番地	5 t / 8 h × 1 炉	R3.7			

※資料を基に一部変更を行っている。

資料：「廃棄物対策の概要」(令和4年2月) 沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っている。

資料：「廃棄物対策の概要」（令和4年2月）沖縄県環境整備課

資図 4-7 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

(2) 一般廃棄物最終処分場

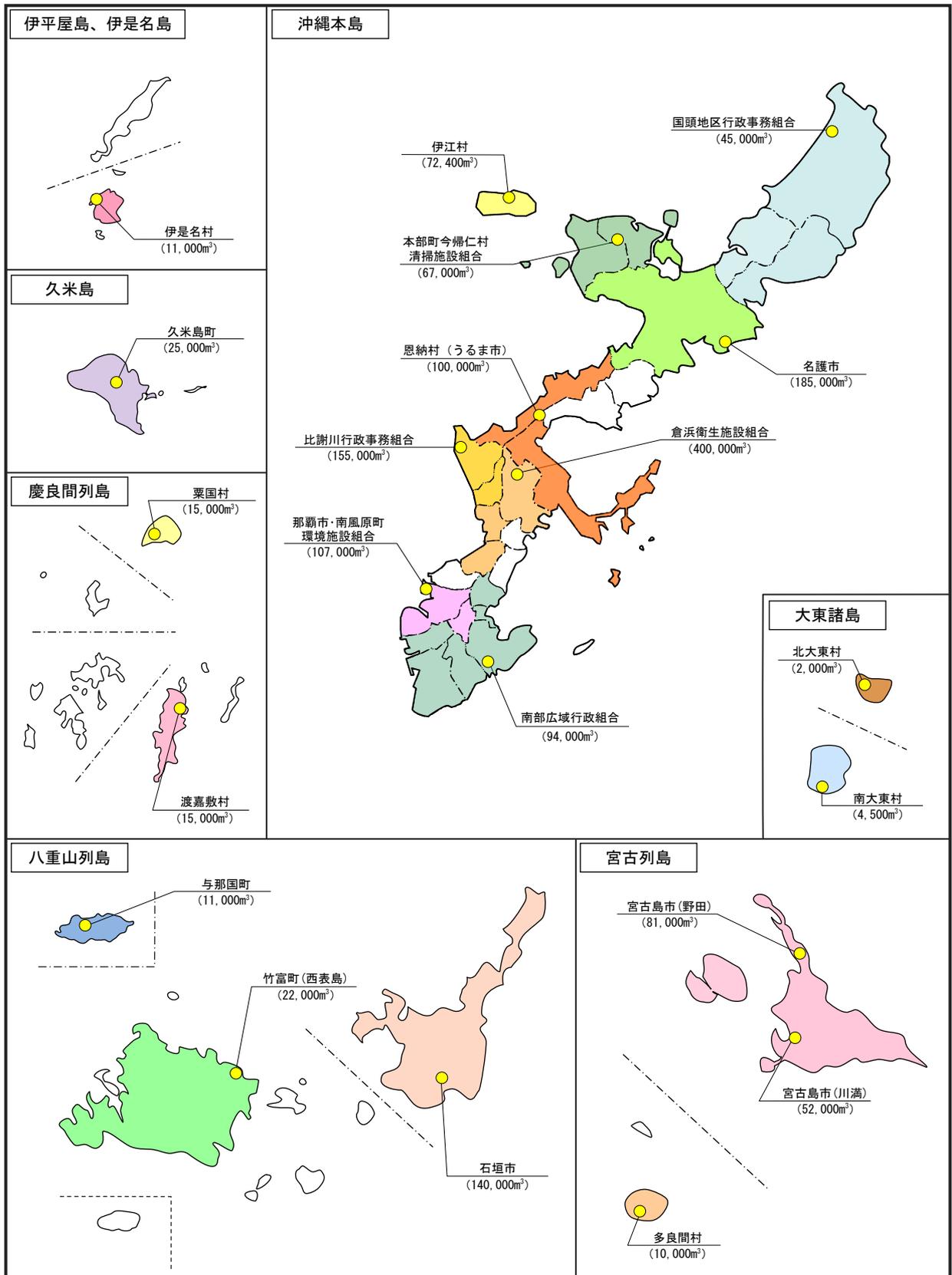
沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっている。

資表 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

実施主体 施設名称		埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )
本 島	1	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間 焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H18	7,200	45,000
	2	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間 焼却残渣(主灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H7	20,000	185,000
	3	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間 焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
	4	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間 焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 粗大ごみ 不燃ごみ	H3	12,300	100,000
	5	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
	6	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
	7	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面 焼却残渣(飛灰) 選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
	8	南部広域行政組合 美らグリーン南城	山間 焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H30	10,870	94,000
離 島	9	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地 可燃ごみ 粗大ごみ 不燃ごみ	H18	2,500	11,000
	10	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地 焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 不燃ごみ	H3	25,382	72,400
	11	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H16	5,000	25,000
	12	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地 焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	6,000	15,000
	13	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰)・破碎ごみ	H14	3,000	15,000
	14	北大東村 北大東村一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H21	900	2,000
	15	南大東村 南大東村エコ・センター	平地 焼却残渣 不燃ごみ 粗大ごみ	H22	1,406	4,500
	16	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地 焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ	H6	10,600	81,000
	17	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地 焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
	18	多良間村 多良間村一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処理残渣	H14	3,000	10,000
	19	石垣市 石垣市一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
	20	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間 焼却残渣(主灰) 可燃ごみ 破碎ごみ・処理残渣 粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
	21	与那国町 一般廃棄物最終処分場	平地 焼却残渣(主灰) その他 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ	H19	3,000	11,000

※資料を基に一部変更を行っている。

資料：「廃棄物対策の概要」（令和4年2月）沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っている。  
 資料：「廃棄物対策の概要」（令和4年2月）沖縄県環境整備課

資図 4-8 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

### (3) し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっている。

資表 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

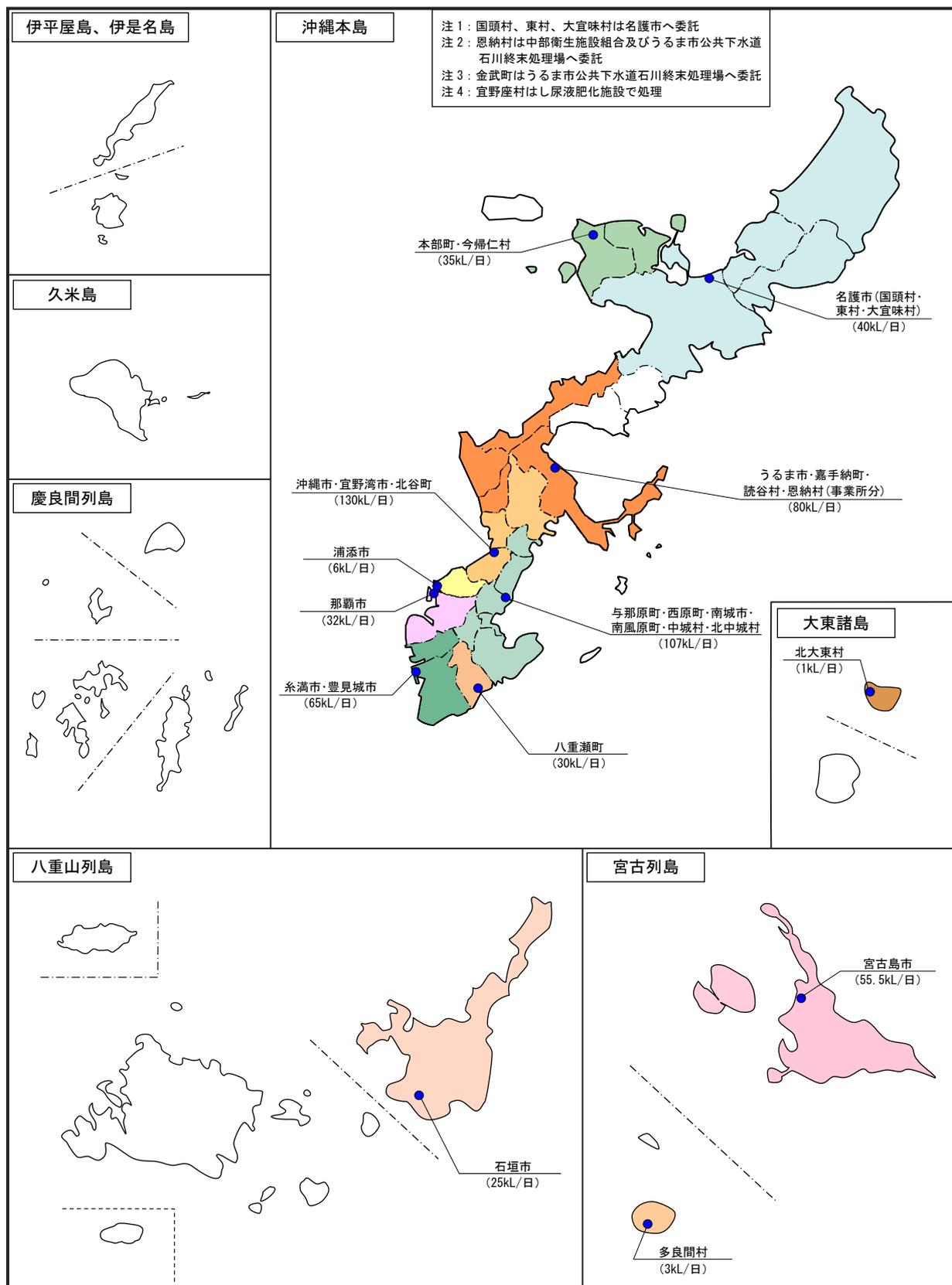
実施主体		構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月	
本 島	1	名護市	名護市・国頭村（委託）・東村（委託）・大宜味村（委託）	40	好気	S47.8	S48.3
	2	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	嫌気	S49.9	S50.6
	3	中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・読谷村・恩納村（事業所分）	80	標脱	S53.3	S55.6
	4	倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	130	嫌気 好気等	S51.3	S52.2
	5	浦添市	浦添市	6	下水投入	H17より 下水道投入開始	
	6	那覇市	那覇市	32	下水投入	H19.3	H20.3
	7	南部広域行政組合 (旧東部清掃施設組合)	与那原町・西原町・南城市・南風原町・中城村・北中城村	107	下水投入	H24.12	H26.12
	8	南部広域行政組合 (旧島尻消防清掃組合)	八重瀬町 ※H26.12から八重瀬町のみ	30	好二段	S61.2	S62.9
	9	南部広域行政組合 (旧糸満市豊見城市清掃施設組合)	糸満市・豊見城市	65	好二段 標脱	S55.12	S57.3
離 島	10	北大東村	北大東村	1	好気	H27.7	H28.9
	11	宮古島市	宮古島市	55.5	下水投入	建設年度：H23～H24	
	12	多良間村	多良間村	3	好二段	S57.11	S58.3
	13	石垣市	石垣市	25	嫌気	S46.6	S47.6

※資料を基に一部変更を行っている。

※処理方式の略称は次のとおり

嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式      好二段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式  
好気：好気性消化・活性汚泥処理方式      下水投入：下水投入方式  
標脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）

資料：「廃棄物対策の概要」（令和4年2月）沖縄県環境整備課



※資料を基に一部変更を行っている。  
 資料：「廃棄物対策の概要」（令和4年2月）沖縄県環境整備課

資図 4-9 沖縄県内のし尿処理施設整備状況

## 資料5 宮古島市の水環境、水質保全の状況

### 1. 水象

宮古島は島全体が透水性の高い琉球石灰岩からなり、降水は直ちに土壌面から浸透して地下水となる。宮古島の地下には島尻層群からなる不透水基盤と断層によりいくつかの地下水盆（谷）が存在し、地下水はそれに沿って流れている。

宮古島ではこの地形を利用し、帯水層である琉球石灰岩の中に止水壁を作り、これにより地下水を貯える地下ダムが建設されている。

本市における地下ダム水源等の概要を以下に示す。

資表 5-1 地下ダム水源等の概要 単位：千 m<sup>3</sup>

水源地名	総貯水量	有効貯水量
福里地下ダム	10,500	7,600
砂川地下ダム	9,500	6,800
皆福地下ダム	700	400

資料：「宮古地区畑地かんがい事業の概要」宮古島市

## 2. 水質

### (1) 地下水

本市では水源地の地下水水質を定期的に検査しており、令和3年度における水質試験結果は以下に示すとおりである。

資表 5-2 水源地における水質測定結果 (1)

項目	水質基準値	単位	水源地名					
			白川田水源地	袖山水源地	西底原水源地	高野水源地	加治道水源地	大野水源地
一般細菌	100 個/mL 以下	個/mL	26	55	1	0	0	275
大腸菌	検出されないこと		検出回数 4回/24回	検出回数 14回/24回	検出回数 1回/20回	検出回数 1回/24回	検出回数 0回/24回	検出回数 1回/24回
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.003
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
シアン化物イオン及び強化シアン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	mg/L	3.28	4.28	2.97	3.53	4.23	3.20
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	mg/L	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.030	0.026	0.029	0.021	0.020	0.039
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.011	0.009	0.006	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.010	0.012
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.02
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.001	0.001 未満	0.001
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	mg/L	35.0	30.5	40.3	22.7	21.3	49.3
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
塩化物イオン	200 mg/L 以下	mg/L	58.9	49.4	72.8	32.5	30.7	94.2
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	mg/L	286	279	273	230	250	274
蒸発残留物	500 mg/L 以下	mg/L	411	405	433	324	345	483
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
フェノール類	0.005 mg/L 以下	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	mg/L	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	pH	7.1	7.2	7.3	7.3	7.3	7.4
味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5 度以下	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	2.0
濁度	2 度以下	度	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.6

資料：「令和3年度 水道事業統計年報」（令和3年4月1日～令和4年3月31日）宮古島市水道部

資表 5-3 水源地における水質測定結果 (2)

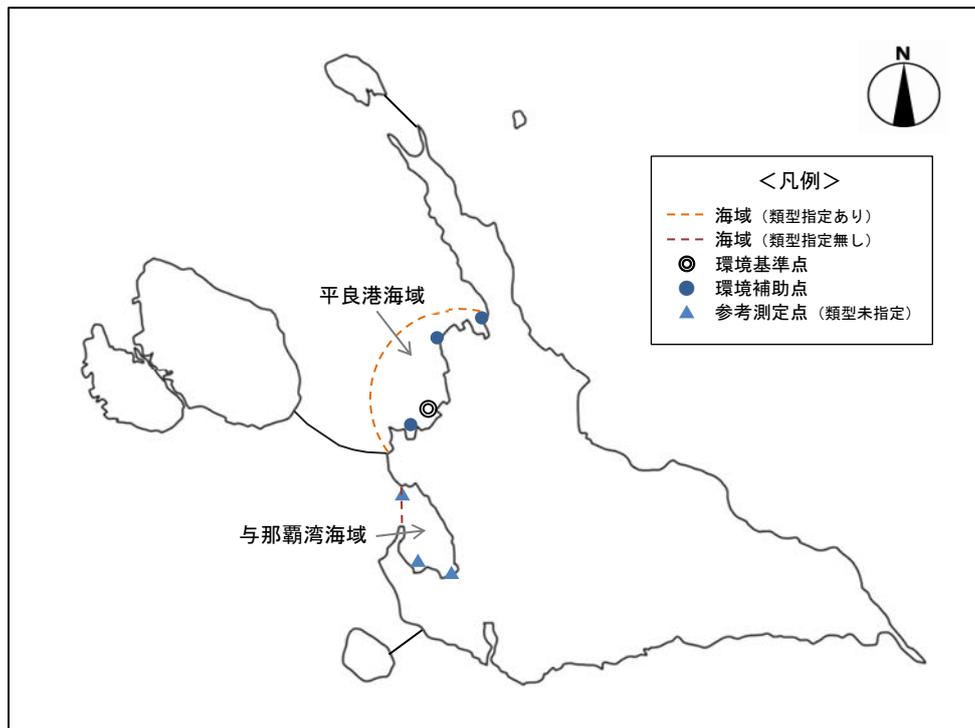
項目	水質基準値	単位	水源地名					
			山川水源地	底原水源地	ニヤーツ水源地	加治道西水源地	添道水源地	東添道水源地
一般細菌	100 個/mL 以下	個/mL	1	0	21	1	1	0
大腸菌	検出されないこと		検出回数 0 回/24 回					
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	mg/L	0.00005 未満					
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満					
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満					
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満					
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満					
亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.004 未満					
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満					
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	mg/L	4.47	4.50	4.62	2.43	4.00	4.07
フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	mg/L	0.05 未満					
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.02	0.020	0.020	0.021	0.02	0.022
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満					
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	mg/L	0.0001 未満					
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.009	0.024	0.011	0.005 未満	0.011	0.005 未満
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.005 未満					
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	mg/L	0.01 未満					
銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.002	0.002	0.002
ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	mg/L	21.5	24.4	26.9	31.1	24.8	23.5
マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	mg/L	0.001 未満					
塩化物イオン	200 mg/L 以下	mg/L	31.6	35.1	42.4	50.3	35.2	37.3
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/L 以下	mg/L	252	248	269	304	240	280
蒸発残留物	500 mg/L 以下	mg/L	249	354	391	416	343	378
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	mg/L	0.02 未満					
ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満					
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	mg/L	0.000001 未満					
非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	mg/L	0.002 未満					
フェノール類	0.005 mg/L 以下	mg/L	0.0005 未満					
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg/L 以下	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1 未満	0.1 未満	0.1
pH 値	5.8 以上 8.6 以下	pH	7.5	7.7	7.4	7.2	7.3	7.3
味	異常でないこと	—	—	—	—	—	—	—
臭気	異常でないこと	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5 度以下	度	0.5 未満	0.5 未満	1.4	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
濁度	2 度以下	度	0.1	0.1 未満	0.6	0.1	0.1 未満	0.3

資料：「令和 3 年度 水道事業統計年報」(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日) 宮古島市水道部

## (2) 海域

沖縄県により水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき毎年水質測定調査を実施しており、平良港及び与那覇湾に測定地点等が設定されている。各地点では生活環境項目、健康項目及び低質項目について水質調査が実施されている。

なお、地点が設定されている平良港海域は生活環境項目に係る類型指定により、A 類型に指定されている。



資料：「令和 2 年度 水質測定結果 (公共用水域及び地下水)」沖縄県環境部

資図 5-1 水質測定地点図

令和2年度における環境基準点等の水質等測定結果を以下に示す。

資表 5-4 水質測定結果（健康項目）

分類	項目名	環境基準値	単位	平良港	与那覇湾
				第3埠頭北端 から北へ300m	沖縄製糖旧棧橋北端
健康項目	カドミウム	0.003	mg/L	<0.0003	<0.0003
	全シアン	検出されないこと	mg/L	<0.1	<0.1
	鉛	0.01	mg/L	<0.002	<0.002
	六価クロム	0.05	mg/L	<0.02	<0.02
	砒素	0.01	mg/L	0.002	<0.002
	総水銀	0.005	mg/L	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005
	PCB	検出されないこと	mg/L	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02	mg/L	<0.0005	<0.0005
	四塩化炭素	0.002	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L	<0.0005	<0.0005
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1,1-トリクロロエタン	1	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	mg/L	<0.0005	<0.0005
	トリクロロエチレン	0.03	mg/L	<0.0005	<0.0005
	テトラクロロエチレン	0.01	mg/L	<0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	mg/L	<0.0005	<0.0005
	チウラム	0.006	mg/L	<0.001	<0.001
	シマジン	0.003	mg/L	<0.001	<0.001
	チオベンカルブ	0.02	mg/L	<0.002	<0.002
	ベンゼン	0.01	mg/L	<0.0005	<0.0005
	セレン	0.01	mg/L	<0.002	<0.002
	硝酸性窒素	—	mg/L	<0.05	0.35
	亜硝酸性窒素	—	mg/L	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	mg/L	<0.1	0.40
	1,4-ジオキサン	0.05	mg/L	<0.005	<0.005
その他	全亜鉛	—	mg/L	—	—

資料：「令和2年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

資表 5-5 水質測定結果（生活環境項目）

水域名 地点名	類型	達成期間	調査区分	採取水深	pH		DO			COD					大腸菌群数				
					最小 ～ 最大	m/n	最小 ～ 最大	m/n	平均	最小 ～ 最大	m/n	日間平均値				最小 ～ 最大	m/n	平均	
												最小 ～ 最大	x/y	平均	中央 値				75% 値
平良港 大浦地先	A	□	年間	0.5	7.8 ～ 8	0/4	7.4 ～ 10	1/4	8.7	<0.5 ～ 1.4	0/4	<0.5 ～ 1.4	0/4	0.9	0.9	0.9	<1.8 ～ 2	0/4	1.9
平良港 下崎地先	A	□	年間	0.5	7.9 ～ 8	0/3	7.5 ～ 9.9	0/3	9.0	0.6 ～ 1.4	0/3	0.6 ～ 1.4	0/3	0.9	0.7	1.4	<1.8 ～ 21	0/3	8.3
平良港 第3埠頭北端 から北へ300m	A	□	年間	0.5	7.7 ～ 8.0	1/6	5.7 ～ 9.7	4/6	7.8	<0.5 ～ 1.6	0/6	<0.5 ～ 1.6	0/6	0.8	0.8	0.9	2 ～ 48	0/6	18
平良港 バイナガマ 海水浴場前海域	A	□	年間	0.5	7.7 ～ 7.9	1/4	5.1 ～ 8.7	2/4	7.2	<0.5 ～ 1.4	0/4	<0.5 ～ 1.4	0/4	0.9	0.8	1	1.8 ～ 4.5	0/4	2.6
与那覇湾 松原地先	—	—	年間	0.5	7.7 ～ 8.1	—/6	8 ～ 9.6	—/6	8.7	<0.5 ～ 1.4	—/6	<0.5 ～ 1.4	—/6	0.9	0.9	1.0	<2 ～ 920	—/6	160
与那覇湾 沖縄製糖 旧棧橋北端	—	—	年間	0.5	7.8 ～ 7.9	—/6	7.4 ～ 9.8	—/6	8.3	0.8 ～ 2.6	—/6	0.8 ～ 2.6	—/6	1.6	1.3	2.6	14 ～ 9200	—/6	1700
与那覇湾 与那覇地先	—	—	年間	0.5	7.7 ～ 8	—/6	7.6 ～ 9.6	—/6	8.5	0.9 ～ 1.8	—/6	0.9 ～ 1.8	—/6	1.2	1.2	1.2	<1.8 ～ 390	—/6	130

注) m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数 x：環境基準値に適合しない日数

y：総測定日数 の中央値及び75%値

平均：日間平均値の年平均値 中央値、75%値：日間平均値の年間

資料：「令和2年度 水質測定結果（公共用水域及び地下水）」沖縄県環境部

資表 5-6 底質測定結果（海域）

測定地点		平良港
		第3埠頭北端から北へ300m
測定項目	乾燥減量 (%)	26
	強熱減量 (%)	6.2
	GOD (mg/g)	<0.1
	カドミウム (mg/kg)	0.03
	鉛 (mg/kg)	3
	シアン (mg/kg)	—
	六価クロム (mg/kg)	<2
	砒素 (mg/kg)	4.04
	総水銀 (mg/kg)	<0.01
	アルキル水銀 (mg/kg)	<0.01
	PCB (mg/kg)	<0.01

注) シアンと六価クロムは1年毎に交互に測定。令和2年度は六価クロムを測定。  
 資料: 「令和2年度 水質測定結果 (公共用水域及び地下水)」 沖縄県環境部

## 資料 6 用語集

### あ行

#### ■あわせ産廃（併せ産廃、合わせ産廃）

廃棄物処理法第11条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”との規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

#### ■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出するおそれ無く、浸出水（処分場から浸出する污水）処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

#### ■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

#### ■エコアクション 21

環境省により定められた環境マネジメントシステムの認証・登録制度をいう。

基本的な部分は ISO14001 と同じですが、審査費用や維持費用が比較的低価格となっている。

### か行

#### ■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。

#### ■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

#### ■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

## ■門口収集

一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、集合住宅の場合は敷地内の所定の場所で収集する方式をいう。

## ■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

## ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

## ■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成12年法律第100号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

## ■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

## ■公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

## ■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型家電等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

## ■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

## ■ごみ処理の広域化・集約化

平成 31 年 3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号）が発出され、都道府県において、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進することとされている。

## さ行

### ■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

### ■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

#### ①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型 5 品目）を埋立対象とした最終処分場である。

#### ②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

#### ③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

### ■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化（率）」「リサイクル（率）」ともいう。

### ■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。

### ■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」「リサイクル（率）」ともいう。「再生利用（率）」の項参照。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■終末処理場

下水処理場ともいう。公共下水道により集水された下水を最終的に処理して公共水域に放流するための施設である。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

#### ■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

#### ■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が100トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

#### ■食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。賞味期限切れ等により食べきれず、手つかずのまま捨てられるもの（直接廃棄）や野菜や果物の皮を厚くむき過ぎたもの（過剰除去）、食卓にのぼった食品で食べきれずに廃棄されたもの（食べ残し）などがある。

#### ■食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

令和元年法律第19号。食品ロスの削減について、国、地方公共団体の責務等を明らかにし、食品ロスの削減に関する基本方針の策定や施策の基本となる事項を定め、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律。

#### ■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

## た行

#### ■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

#### ■ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年法律第105号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

#### ■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

#### ■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成13年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

#### ■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。廃プラスチックの焼却処理が温室効果ガス排出の要因となっている。

#### ■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

#### ■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

#### ■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

#### ■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

### な行

#### ■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

#### ■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

#### ■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設である。

### は行

#### ■バイオエタノール

植物等のバイオマスを原料として製造される燃料。燃焼しても大気中のCO<sub>2</sub>を増加させない特性を持っており、ガソリンと混合して利用することにより、ガソリンの燃焼時に発生するCO<sub>2</sub>の排出を減少させる効果を有する。

#### ■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

#### ■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律または廃掃法）

昭和45年法律第137号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

#### ■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

#### ■灰溶融施設

廃棄物等の焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

平成元年に採択、平成4年に発効し、日本は平成5年に加入。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定している。

■バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成4年法律第108号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

■プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

令和3年法律第60号。プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として制定された法律。プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置が規定されている。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていたが、平成24年の法改正により2027年（令和9年）までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成13年法律第65号。PCB廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実にを行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

## ま行

### ■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

## や行

### ■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成7年法律第112号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

### ■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

### ■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

## ら行

### ■連続式焼却炉

24時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1日16時間焼却処理を行う焼却炉を準連続式焼却炉、1日8時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

## 英数字

### ■ 2R（つーあーる、にあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用の2つの頭文字をとったものである。もともとは上記にリサイクル（Recycle）を加えた「3R」（「3R 参照」）が提唱されていたが、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称している。

■ 3R（すりーあーる、さんあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものである。これらにリフューズを加えた4R ということもある。（「4R 参照」）また、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称することもある。

■ 5R（ふあいぶあーる、ごあーる）

リフューズ（Refuse）：断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リペア（Repair）：修理する、リサイクル（Recycle）：再生利用の5つの頭文字をとったものである。

①リフューズ（Refuse）

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

②リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、食品ロスを減らしたり、製造業者が生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

③リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

④リペア（Repair）

修理してごみとしての廃棄をなくす。家具等の修理が該当する。リフォーム（Reform）ということもある。

⑤リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができるが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかる。

■ ISO14001（あいえずおーいちまんよんせんいち）

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理（環境マネジメントシステム）の国際規格である。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取り組みを持続的に実施するために要求される規格である。

■ SDGs（えすでいーじーず）：Sustainable Development Goals

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。



---

## 宮古島市一般廃棄物処理基本計画

令和 5 年 3 月

策定者  宮古島市 環境衛生局 衛生施設課  
〒906-0006 沖縄県宮古島市平良字西仲宗根 565 番地 6  
TEL (0980) 75-5339

策定委託  株式会社  
沖縄チャンドラー  
〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号  
TEL (098) 862-5871 代表

---